

Q001 内国民待遇・同盟国民 | 基礎

パリ条約の内国民待遇について最も適切なものはどれか。

ア．各同盟国の国民は、他の同盟国で、その国の内国民が工業所有権の保護について受ける利益と同一の保護・救済を、同じ条件・手続に従って享受する。

イ．同盟国民は、他国では常に内国民より強い権利を受ける。

ウ．内国民待遇は著作権だけを対象とし、特許・商標には適用されない。

エ．同盟国民は他国法の条件や手続に従う必要がない。

答え・解説

正答：ア．各同盟国の国民は、他の同盟国で、その国の内国民が工業所有権の保護について受ける利益と同一の保護・救済を、同じ条件・手続に従って享受する。

ア解説：正しい。パリ条約2条1項は同盟国民に他の同盟国の内国民と同一の保護及び法律上の救済を与える。

イ解説：誤り。内国民待遇は原則として同一待遇であり、常に上乘せ保護する制度ではない。

ウ解説：誤り。パリ条約は工業所有権を対象とする。

エ解説：誤り。内国民に課される条件・手続に従うことが前提である。

総合解説：内国民待遇は「外国人に自国民と同じ扱い」を与える原則であり、条約が特に定める優先権等は別途保障される。

出題基準：2026-09-05

Q002 内国民待遇・同盟国民 | 標準

パリ条約2条2項に関する説明として正しいものはどれか。

ア．特許を受けるには保護国に必ず工場を設置しなければならない。

イ．同盟国民が工業所有権を享有するために、保護を求める国に住所又は営業所を有することを条件としてはならない。

ウ．外国人は保護国に10年以上居住しなければ商標保護を受けられない。

エ．住所要件の禁止は同盟国の内国民にしか適用されない。

答え・解説

正答：イ．同盟国民が工業所有権を享有するために、保護を求める国に住所又は営業所を有することを条件としてはならない。

ア解説：誤り。そのような住所・営業所要件は2条2項に反する。

イ解説：正しい。2条2項は保護国での住所・営業所の存在を権利享有の条件とすることを禁止する。

ウ解説：誤り。居住要件を権利享有条件にできない。

エ解説：誤り。他の同盟国民の保護に関する規定である。

総合解説：保護国に住所・営業所を持たない同盟国民にも工業所有権保護へのアクセスを確保する規定である。

出題基準：2026-09-05

Q003

内国民待遇・同盟国民 | 標準

パリ条約2条3項に照らし、各同盟国が国内法で定めることができる事項として最も適切なものはどれか。

ア．内国民待遇そのものを外国人について全面排除すること。

イ．同盟国民に特許を一切付与しないこと。

ウ．司法・行政手続、裁判管轄、工業所有権法上必要な住所の選定又は代理人の選任

エ．優先期間を同盟国民にだけゼロ日にすること。

答え・解説

正答：ウ．司法・行政手続、裁判管轄、工業所有権法上必要な住所の選定又は代理人の選任

ア解説：誤り。2条1項の基本義務を全面排除できない。

イ解説：誤り。内国民待遇に反する。

ウ解説：正しい。2条3項はこれらの手続的事項を各同盟国の国内法に委ねている。

エ解説：誤り。4条の優先権保障に反する。

総合解説：住所・営業所を権利享有の条件にはできない一方、送達先や代理人選任等の手続事項は国内法で定め得る。

出題基準：2026-09-05

Q004

内国民待遇・同盟国民 | 基礎

パリ条約3条によって同盟国の国民とみなされる可能性がある者はどれか。

ア．どの同盟国にも住所・営業所を持たない非同盟国民

イ．同盟国への観光旅行を一度しただけの者

ウ．同盟国の商品を一度購入しただけの者

エ．非同盟国の国民で、いずれかの同盟国の領域内に住所を有する者

答え・解説

正答：エ．非同盟国の国民で、いずれかの同盟国の領域内に住所を有する者

ア解説：誤り。3条の接点を欠く。

イ解説：誤り。旅行歴だけは住所・真正な営業所に当たらない。

ウ解説：誤り。購入だけでは3条の要件を満たさない。

エ解説：正しい。3条は非同盟国民でも同盟国領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者を同盟国民とみなす。

総合解説：3条は国籍だけでなく、住所又は真正な工業上・商業上の営業所という実質的接点により条約上の利益を広げる。

出題基準：2026-09-05

Q005 内国民待遇・同盟国民 | 標準

非同盟国の法人Aが同盟国Xに単なる郵便受けだけを置き、実際の事業活動を全くしていない。この事情だけでパリ条約3条の利益を受けられるか。最も適切なものはどれか。

ア．「現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所」といえるかが問題となり、名目的な連絡先だけでは当然に要件を満たすとはいえない。

イ．郵便受けがあれば必ず営業所要件を満たす。

ウ．非同盟国民はどのような場合も3条の利益を受けられない。

エ．営業所の有無は4条の優先期間だけに影響し、条約上の資格には無関係である。

答え・解説

正答：ア．「現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所」といえるかが問題となり、名目的な連絡先だけでは当然に要件を満たすとはいえない。

ア解説：正しい。3条は形式的な名目だけでなく、現実かつ真正な工業上・商業上の営業所を要求する。

イ解説：誤り。条文は現実かつ真正の営業所を要求する。

ウ解説：誤り。住所又は真正な営業所があれば同盟国民とみなされ得る。

エ解説：誤り。3条は条約上の人的適用に関する規定である。

総合解説：「現実かつ真正」は名目的接点ではなく実質的な事業活動を求める方向で理解する。

出題基準：2026-09-05

Q006 内国民待遇・同盟国民 | 応用

パリ条約1条2項が工業所有権の保護対象として列挙するものに含まれるのはどれか。

ア．特許だけ

イ．特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示・原産地名称、不正競争の防止

ウ．著作権と著作者人格権だけ

エ．会社法上の株主権だけ

答え・解説

正答：イ．特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示・原産地名称、不正競争の防止

ア解説：誤り。対象は特許に限定されない。

イ解説：正しい。パリ条約1条2項はこれらを工業所有権の保護対象として列挙する。

ウ解説：誤り。著作権保護は主にベルヌ条約の領域である。

エ解説：誤り。工業所有権の保護対象ではない。

総合解説：パリ条約の工業所有権は産業財産権だけでなく、商号・原産地表示・不正競争防止まで含む広い概念である。

出題基準：2026-09-05

Q007 内国民待遇・同盟国民 | 基礎

パリ条約1条3項の「工業所有権」の解釈として正しいものはどれか。

ア．重工業分野の発明だけを対象とする。

イ．無形サービスだけを対象とし、製造品は除外する。

ウ．本来の工業・商業だけでなく、農業、採取産業、製造品・天然産品についても広く用いられる。

エ．鉱物や農産物には適用されない。

答え・解説

正答：ウ．本来の工業・商業だけでなく、農業、採取産業、製造品・天然産品についても広く用いられる。

ア解説：誤り。農業・採取産業や天然産品も含む。

イ解説：誤り。製造品・天然産品も含む。

ウ解説：正しい。条約は工業所有権の語を最も広義に解釈すると明記する。

エ解説：誤り。条文は鉱物・果実等も例示する。

総合解説：「工業」を日常語どおり狭く捉えず、広範な産業分野を覆う概念として理解する。

出題基準：2026-09-05

Q008 内国民待遇・同盟国民 | 標準

同盟国民が他の同盟国で享受する権利について最も適切な説明はどれか。

ア．内国民待遇を受ける代わりに優先権は失う。

イ．優先権があるため内国民待遇は適用されない。

ウ．条約上の権利は内国民にしか与えられない。

エ．内国民と同一の保護に加え、パリ条約が特に定める優先権などの条約上の権利も享受する。

答え・解説

正答：エ．内国民と同一の保護に加え、パリ条約が特に定める優先権などの条約上の権利も享受する。

ア解説：誤り。優先権は条約上の特別権として併存する。

イ解説：誤り。両者は併存する。

ウ解説：誤り。同盟国民が条約の利益を受ける。

エ解説：正しい。2条1項は内国民待遇を保障しつつ条約上の特別権を害さないとする。

総合解説：内国民待遇と優先権等の条約上の直接的利益を二層構造で理解する。

出題基準：2026-09-05

Q009 内国民待遇・同盟国民 | 標準

同盟国Yの国民Bが同盟国Xで商標権侵害を受けた場合、パリ条約2条1項の基本的考え方として適切なものはどれか。

ア．X国の内国民に与えられるのと同じ法律上の救済を、同じ条件・手続の下で受けられる。

イ．外国人であるため法律上の救済は一切受けられない。

ウ．特許侵害だけが救済対象で、商標侵害は対象外である。

エ．条約上、必ずX国民より高額の損害賠償を受けられる。

答え・解説

正答：ア．X国の内国民に与えられるのと同じ法律上の救済を、同じ条件・手続の下で受けられる。

ア解説：正しい。内国民待遇は権利侵害に対する法律上の救済にも及ぶ。

イ解説：誤り。内国民と同一の救済が保障される。

ウ解説：誤り。工業所有権保護一般に内国民待遇が及ぶ。

エ解説：誤り。同一待遇が原則である。

総合解説：内国民待遇は取得・維持だけでなく権利行使・救済にも関係する。

出題基準：2026-09-05

Q010 内国民待遇・同盟国民 | 応用

非同盟国Zの国民Cは、同盟国Xに現実かつ真正の商業上の営業所を有している。Cが同盟国Yで特許保護を求める場合、パリ条約上最も適切な説明はどれか。

ア．Zが非同盟国である以上、Cは絶対に条約の利益を受けられない。

イ．Cはパリ条約3条により同盟国の国民とみなされ、条約上の利益を受け得る。

ウ．CがY国に営業所を持たなければ条約上の保護を一切受けられない。

エ．Cは商標についてのみ同盟国民とみなされ、特許には適用されない。

答え・解説

正答：イ．Cはパリ条約3条により同盟国の国民とみなされ、条約上の利益を受け得る。

ア解説：誤り。3条の拡張規定がある。

イ解説：正しい。非同盟国民でも同盟国に住所又は真正な営業所を有すれば同盟国民とみなされる。

ウ解説：誤り。保護国Yに住所・営業所を持つことを権利享有条件にはできない。

エ解説：誤り。3条は工業所有権の人的適用に広く関係する。

総合解説：3条のみなし国民と2条2項の住所要件禁止を組み合わせる複合問題である。

出題基準：2026-09-05

Q011 優先権 | 基礎

- パリ条約4条A(1)により優先権を有する者として最も適切なものはどれか。
- ア．最初の出願をした本人だけで、承継人は含まれない。
 - イ．発明者であれば出願をしていなくても必ず優先権者となる。
 - ウ．同盟国で正規に特許等の出願をした者又はその承継人
 - エ．保護国の特許庁長官だけ

答え・解説

正答：ウ．同盟国で正規に特許等の出願をした者又はその承継人

ア解説：誤り。承継人も明文で含まれる。

イ解説：誤り。優先権は正規出願を基礎として生じる。

ウ解説：正しい。条約は正規出願をした者だけでなくその承継人にも優先権を認める。

エ解説：誤り。出願人側の権利である。

総合解説：第一国の正規出願に基づき、出願人又は適法な承継人が第二国出願で優先権を主張する。

出題基準：2026-09-05

Q012 優先権 | 標準

- パリ条約4条A(3)の「正規の国内出願」について正しいものはどれか。
- ア．最終的に特許査定された出願だけをいう。
 - イ．審査請求まで完了した出願だけをいう。
 - ウ．公開済みの出願だけをいう。
 - エ．結果のいかんを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分な出願をいう。

答え・解説

正答：エ．結果のいかんを問わず、当該国に出願をした日付を確定するために十分な出願をいう。

ア解説：誤り。結果のいかんを問わない。

イ解説：誤り。審査請求完了は条約上の定義ではない。

ウ解説：誤り。公開の有無は必須要件ではない。

エ解説：正しい。登録・特許になるかどうかではなく、出願日を確定できることが核心。

総合解説：優先権の基礎は「権利成立」ではなく「出願日確定に十分な正規出願」である。

出題基準：2026-09-05

Q013 優先権 | 標準

パリ条約の優先期間の組合せとして正しいものはどれか。
ア．特許・実用新案は12月、意匠・商標は6月
イ．特許6月、実用新案6月、意匠12月、商標12月
ウ．すべて12月
エ．すべて6月

答え・解説

正答：ア．特許・実用新案は12月、意匠・商標は6月
ア解説：正しい。4条C(1)がこの期間を定める。
イ解説：誤り。逆である。
ウ解説：誤り。意匠・商標は6月。
エ解説：誤り。特許・実用新案は12月。
総合解説：最重要数値として、特許・実用新案 = 12月、意匠・商標 = 6月を正確に押さえる。
出題基準：2026-09-05

Q014 優先権 | 基礎

パリ優先期間の計算について最も適切なものはどれか。
ア．最初の出願日を第1日として必ず算入する。
イ．最初の出願の日から期間を開始するが、その出願日は期間に算入せず、末日が保護国の法定休日等なら次の就業日まで延長される。
ウ．末日が休日でも一切延長されない。
エ．優先期間は第一国の特許付与日から始まる。

答え・解説

正答：イ．最初の出願の日から期間を開始するが、その出願日は期間に算入せず、末日が保護国の法定休日等なら次の就業日まで延長される。
ア解説：誤り。出願日は期間に算入しない。
イ解説：正しい。4条C(2)(3)が起算と休日延長を定める。
ウ解説：誤り。次の就業日まで延長される。
エ解説：誤り。最初の出願日から開始する。
総合解説：第一国出願日不算入と休日延長をセットで覚える。
出題基準：2026-09-05

Q015 優先権 | 標準

第一国出願後、優先期間内に同じ発明が公表された。その後、優先権を主張して第二国出願した場合の4条Bの考え方として最も適切なものはどれか。

ア．公表された瞬間に優先権は当然消滅する。

イ．公表者が出願人本人なら優先権は必ず失われる。

ウ．優先期間中の公表等によって後の出願が不利に扱われず、その中間行為は原則として第三者の権利を生じさせない。

エ．公表により必ず第三者に先使用権が発生する。

答え・解説

正答：ウ．優先期間中の公表等によって後の出願が不利に扱われず、その中間行為は原則として第三者の権利を生じさせない。

ア解説：誤り。4条Bに反する。

イ解説：誤り。公表等の中間行為を広く対象とする。

ウ解説：正しい。優先権は第一国出願から第二国出願までの中間行為による不利益を遮断する。

エ解説：誤り。中間行為は第三者の権利・使用権能を生じさせないとする。

総合解説：優先権の効果は第二国出願日そのものを変更するのではなく、中間行為による不利益を防ぐ点にある。

出題基準：2026-09-05

Q016 優先権 | 応用

同一対象について同じ同盟国で先の出願Pと後の出願Qがある。Qをバリ優先権の「最初の出願」と扱える場合として最も適切なものはどれか。

ア．Pが公開され権利も存続している場合

イ．Pを既に他国出願の優先権基礎に使った場合

ウ．Pが特許になって存続中の場合

エ．Pが公衆の閲覧に付されず、権利を存続させず、Qの日までに取下げ・放棄・拒絶され、かつPが優先権の基礎に使われていない場合

答え・解説

正答：エ．Pが公衆の閲覧に付されず、権利を存続させず、Qの日までに取下げ・放棄・拒絶され、かつPが優先権の基礎に使われていない場合

ア解説：誤り。条件を満たさない。

イ解説：誤り。まだ優先権主張の基礎とされていないことが必要。

ウ解説：誤り。権利を存続させないことが必要。

エ解説：正しい。4条C(4)はこの条件で後の出願を最初の出願とみなす。

総合解説：優先期間の実質的延長を防ぐため「最初の出願」が原則だが、先願が完全に消え外部効果もない場合に限り例外がある。

出題基準：2026-09-05

Q017

優先権 | 基礎

パリ条約4条E(2)について正しいものはどれか。

ア．特許出願を基礎に実用新案登録出願で優先権を主張することも、実用新案登録出願を基礎に特許出願で優先権を主張することもできる。

イ．特許から実用新案への優先権だけが認められる。

ウ．実用新案から特許への優先権だけが認められる。

エ．特許と実用新案の間では優先権主張は一切できない。

答え・解説

正答：ア．特許出願を基礎に実用新案登録出願で優先権を主張することも、実用新案登録出願を基礎に特許出願で優先権を主張することもできる。

ア解説：正しい。特許と実用新案の相互の優先権主張を認める。

イ解説：誤り。双方向に認められる。

ウ解説：誤り。逆方向も認められる。

エ解説：誤り。4条E(2)が明示的に認める。

総合解説：特許・実用新案間のクロス優先は条文知識として頻出する。

出題基準：2026-09-05

Q018

優先権 | 標準

実用新案登録出願を基礎に意匠登録出願でパリ優先権を主張する場合の優先期間はどれか。

ア．実用新案の12月

イ．意匠について定められた6月

ウ．特許の20年

エ．期間制限はない

答え・解説

正答：イ．意匠について定められた6月

ア解説：誤り。後の意匠に定められた期間を用いる。

イ解説：正しい。4条E(1)はこの場合に意匠の優先期間を適用する。

ウ解説：誤り。存続期間と優先期間の混同。

エ解説：誤り。6月の優先期間がある。

総合解説：実用新案→意匠のクロス優先では6月。

出題基準：2026-09-05

Q019 優先権 | 標準

特許出願について、2以上の第一国出願を基礎に複数の優先権を主張することに関する説明として正しいものはどれか。

ア．複数優先権は常に禁止される。

イ．複数優先権は同じ国の出願だけに限られる。

ウ．複数優先権を主張すること自体を理由に、優先権を否認したり特許出願を拒絶したりすることはできない。

エ．複数優先権を主張すると出願日は最後の優先日に統一される。

答え・解説

正答：ウ．複数優先権を主張すること自体を理由に、優先権を否認したり特許出願を拒絶したりすることはできない。

ア解説：誤り。条約は認める。

イ解説：誤り。2以上の国の出願に基づくものも含む。

ウ解説：正しい。4条Fは発明の単一性がある場合、2以上の優先権主張を認める。

エ解説：誤り。各構成部分について対応する優先日が問題となる。

総合解説：複数優先権では構成部分ごとにどの第一国出願に開示があるかを精査する。

出題基準：2026-09-05

Q020 優先権 | 応用

第二国の特許出願に、第一国出願に含まれる構成Aと、第一国出願に含まれない新たな構成Bが含まれる場合の考え方として正しいものはどれか。

ア．Bを含むだけでAの優先権も当然に全て失う。

イ．Bにも第一国出願日が自動的に与えられる。

ウ．A・Bのいずれも優先権を主張できない。

エ．Aについて優先権の利益が認められ得る一方、Bについては通常の条件の下で第二国出願自体が後の優先権を生じさせ得る。

答え・解説

正答：エ．Aについて優先権の利益が認められ得る一方、Bについては通常の条件の下で第二国出願自体が後の優先権を生じさせ得る。

ア解説：誤り。部分的な優先関係が認められ得る。

イ解説：誤り。第一国出願に開示のない構成にその優先日は及ばない。

ウ解説：誤り。Aについては第一国開示に基づく優先権があり得る。

エ解説：正しい。4条Fは優先基礎に含まれない構成を含むことだけで出願全体を拒絶してはならない。

総合解説：優先権は出願全体に一律ではなく、開示された発明・構成部分との対応で判断する。

出題基準：2026-09-05

Q021 優先権 | 基礎

- 第一国出願の請求の範囲には構成Xが明示されていないが、明細書・図面を含む出願書類全体からXが明らかである。4条Hの扱いとして最も適切なものはどれか。
- ア．Xが第一国出願書類全体により明らかなら、請求の範囲に記載されていないことだけを理由に優先権を否認できない。
- イ．第一国の請求項にない構成は、明細書に明記されていても必ず優先権を失う。
- ウ．図面の開示は優先権判断で一切考慮できない。
- エ．第一国出願に全く記載がなくても優先権が認められる。

答え・解説

正答：ア．Xが第一国出願書類全体により明らかなら、請求の範囲に記載されていないことだけを理由に優先権を否認できない。

ア解説：正しい。4条Hは請求項形式だけでなく出願書類全体の開示を見る。

イ解説：誤り。4条Hはそのような形式的否認を禁止する。

ウ解説：誤り。出願書類全体が対象。

エ解説：誤り。全体により当該構成が明らかであることが必要。

総合解説：優先権の開示判断はクレームだけでなく明細書・図面を含む出願書類全体で行う。

出題基準：2026-09-05

Q022 優先権 | 標準

- パリ優先権を主張する者に関し、4条Dが認める手続として適切なものはどれか。
- ア．第二国は優先権主張に際し証拠書類を一切要求できない。
- イ．第一国出願の日付・国名の申立てを求め、第一国出願書類の認証謄本や出願日証明・訳文を要求することができる。
- ウ．第一国出願書類の謄本には必ず公証が必要である。
- エ．手続不備の効果として必ず出願全体を無効にしなければならない。

答え・解説

正答：イ．第一国出願の日付・国名の申立てを求め、第一国出願書類の認証謄本や出願日証明・訳文を要求することができる。

ア解説：誤り。認証謄本等を要求できる。

イ解説：正しい。4条Dは優先権主張に関する申立て・証明書類の枠組みを定める。

ウ解説：誤り。主管庁が認証した謄本は公証を必要としない。

エ解説：誤り。4条D(4)は効果を優先権喪失を限度とする。

総合解説：条約は優先権主張手続の基本枠組みと手続不備の効果上限を設ける。

出題基準：2026-09-05

Q023 特許独立・発明者記載・仮保護等 | 標準

- パリ条約4条の2の特許独立の原則として正しいものはどれか。
- ア．一国で特許が無効になると全同盟国の同一発明特許も自動無効になる。
 - イ．優先権を主張した特許だけは各国で一体の単一権利になる。
 - ウ．同一発明について各国で取得した特許は、他国の同一発明の特許から独立する。
 - エ．特許独立の原則は商標だけに適用される。

答え・解説

正答：ウ．同一発明について各国で取得した特許は、他国の同一発明の特許から独立する。

ア解説：誤り。各国特許は独立する。

イ解説：誤り。優先権利用後も独立する。

ウ解説：正しい。他国特許の有効・無効や消滅が当然に自国特許へ連動しない。

エ解説：誤り。4条の2は特許について規定する。

総合解説：属地主義を具体化する重要原則で、付与・無効・存続期間は原則各国独立である。

出題基準：2026-09-05

Q024 特許独立・発明者記載・仮保護等 | 基礎

- 優先権の利益によって複数国で取得した特許の存続期間について4条の2が示す原則はどれか。
- ア．第一国特許の満了日に全ての第二国特許も満了する。
 - イ．最も早く満了する国に全て合わせる。
 - ウ．優先権を使うと各国特許の存続期間は半分になる。
 - エ．各国で、優先権の利益なしに出願・特許された場合と同一の存続期間が認められ、他国特許の期間に従属しない。

答え・解説

正答：エ．各国で、優先権の利益なしに出願・特許された場合と同一の存続期間が認められ、他国特許の期間に従属しない。

ア解説：誤り。独立原則に反する。

イ解説：誤り。そのような統一ルールはない。

ウ解説：誤り。そのような規定はない。

エ解説：正しい。4条の2(5)は優先権利用特許の存続期間も独立性を確認する。

総合解説：優先権は各国特許を一つの権利に統合しない。

出題基準：2026-09-05

Q025 特許独立・発明者記載・仮保護等 | 標準

- パリ条約4条の3が定める発明者の権利として正しいものはどれか。
- ア．特許証に発明者として記載される権利
 - イ．必ず特許権者となる権利
 - ウ．特許料を一切支払わなくてよい権利
 - エ．全同盟国で自動的に特許を取得する権利

答え・解説

正答：ア．特許証に発明者として記載される権利

ア解説：正しい。4条の3は発明者掲載権を定める。

イ解説：誤り。発明者と特許権者は一致しない場合がある。

ウ解説：誤り。そのような免除ではない。

エ解説：誤り。各国手続が必要。

総合解説：発明者掲載権と特許を受ける権利・特許権の帰属を混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q026 特許独立・発明者記載・仮保護等 | 応用

- ある医薬品の販売が国内法令で制限されているという理由だけで、その医薬品に係る発明の特許を拒絶又は無効にできるか。
- ア．販売規制があれば必ず特許拒絶しなければならない。
 - イ．その販売規制だけを理由として特許を拒絶又は無効にすることはできない。
 - ウ．販売規制がある物は工業所有権の対象外になる。
 - エ．販売規制があると優先期間が24月になる。

答え・解説

正答：イ．その販売規制だけを理由として特許を拒絶又は無効にすることはできない。

ア解説：誤り。4条の4に反する。

イ解説：正しい。4条の4は販売規制だけを理由とする拒絶・無効を禁止する。

ウ解説：誤り。販売規制と特許性は別問題。

エ解説：誤り。優先期間とは無関係。

総合解説：規制法上の販売可否と特許法上の保護適格性を切り分ける。

出題基準：2026-09-05

Q027

特許独立・発明者記載・仮保護等 | 基礎

工業所有権の存続のための料金納付についてパリ条約5条の2が要求する最低限の猶予期間はどれか。

- ア．7日
- イ．1月
- ウ．少なくとも6月
- エ．必ず10年

答え・解説

正答：ウ．少なくとも6月
ア解説：誤り。短すぎる。
イ解説：誤り。短すぎる。
ウ解説：正しい。5条の2(1)は少なくとも6月の猶予期間を要求し、割増料金を条件とする国内法を許す。
エ解説：誤り。そのような長期猶予は要求していない。
総合解説：料金納付の猶予期間には国内法で割増料金を条件とすることが認められる。
出題基準：2026-09-05

Q028

特許独立・発明者記載・仮保護等 | 標準

パリ条約11条の国際博覧会出品の仮保護について正しいものはどれか。

- ア．博覧会出品があれば優先期間は自動的に2倍になる。
- イ．仮保護は商標には一切関係しない。
- ウ．私的な社内展示会だけでも必ず対象となる。
- エ．仮保護はパリ条約4条の優先期間を延長するものではない。

答え・解説

正答：エ．仮保護はパリ条約4条の優先期間を延長するものではない。
ア解説：誤り。延長されない。
イ解説：誤り。発明・実用新案・意匠・商標が対象。
ウ解説：誤り。公の又は公に認められた国際博覧会が対象。
エ解説：正しい。11条2項は仮保護による優先期間延長を否定する。
総合解説：博覧会仮保護は展示による不利益を防ぐ制度で、優先期間延長制度ではない。
出題基準：2026-09-05

Q029

特許独立・発明者記載・仮保護等 | 標準

パリ条約11条の仮保護について最も適切な説明はどれか。

ア．同盟国は、公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法に従って発明・実用新案・意匠・商標に仮保護を与え、展示事実や搬入日を示す証拠書類を求めることができる。

イ．仮保護の対象は特許発明だけである。

ウ．同盟国は展示事実を示す証拠を一切要求できない。

エ．同盟国領域外の博覧会でも必ず11条対象になる。

答え・解説

正答：ア．同盟国は、公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法に従って発明・実用新案・意匠・商標に仮保護を与え、展示事実や搬入日を示す証拠書類を求めることができる。

ア解説：正しい。11条1項・3項の内容である。

イ解説：誤り。実用新案・意匠・商標も含む。

ウ解説：誤り。証拠書類を要求できる。

エ解説：誤り。いずれかの同盟国領域内の国際博覧会が対象。

総合解説：具体的な仮保護の内容は国内法に委ねつつ、対象と基本原則を条約が定める。

出題基準：2026-09-05

Q030

特許独立・発明者記載・仮保護等 | 応用

パリ条約5条の3により、特許権侵害と認められない場合として最も適切なものはどれか。

ア．外国船が恒常的に国内営業し、特許製品を一般販売する場合

イ．他の同盟国の船舶が一時的・偶発的に領水に入った際、その船舶の必要のために特許発明を船内で使用する一定の場合

ウ．国内企業が外国船向けに特許製品を大量製造販売する場合

エ．同盟国と無関係な店舗が特許発明を通常営業に使用する場合

答え・解説

正答：イ．他の同盟国の船舶が一時的・偶発的に領水に入った際、その船舶の必要のために特許発明を船内で使用する一定の場合

ア解説：誤り。一時的・偶発的入国で船舶自身の必要という範囲を超える。

イ解説：正しい。5条の3は船舶・航空機・車両の一時的・偶発的入国に関する一定の使用を非侵害とする。

ウ解説：誤り。限定的非侵害場面とは異なる。

エ解説：誤り。国際交通手段の一時入国に関する規定ではない。

総合解説：国際輸送の技術的装備をめぐる特許紛争を避けるための限定的例外である。

出題基準：2026-09-05

Q031 国際出願・受理官庁 | 基礎

- PCT国際出願に国際出願日が認められた場合の基本的効果として正しいものはどれか。
- ア．一つの世界特許が直ちに発生する。
 - イ．全指定国で実体審査なしに特許が確定する。
 - ウ．各指定国において、その国際出願日から正規の国内出願と同様の効果を有する。
 - エ．国際出願日は法的意味を持たず、各国出願日だけが存在する。

答え・解説

正答：ウ．各指定国において、その国際出願日から正規の国内出願と同様の効果を有する。

ア解説：誤り。PCTは世界特許を付与する制度ではない。

イ解説：誤り。特許付与は各国・地域官庁が判断する。

ウ解説：正しい。PCT11条3項は国際出願日に各指定国の正規国内出願と同様の効果を認める。

エ解説：誤り。国際出願日に重要な出願効果が認められる。

総合解説：PCTは一つの国際出願を複数国出願へつなぐ手続制度であり、単一の世界特許制度ではない。

出題基準：2026-09-05

Q032 国際出願・受理官庁 | 標準

- PCT10条の受理官庁の基本的役割として正しいものはどれか。
- ア．全指定国について最終的な特許付与を決定する。
 - イ．国際予備審査報告だけを作成する機関である。
 - ウ．国際公開だけを行うWIPO国際事務局と完全に同一の機関である。
 - エ．国際出願を受理し、PCT及び規則に従って形式的な確認・処理を行う。

答え・解説

正答：エ．国際出願を受理し、PCT及び規則に従って形式的な確認・処理を行う。

ア解説：誤り。特許付与は各指定官庁等の権限。

イ解説：誤り。それは国際予備審査機関の役割。

ウ解説：誤り。受理官庁と国際事務局は役割が異なる。

エ解説：正しい。PCT10条は国際出願を所定の受理官庁に提出し、受理官庁が条約・規則に従って確認・処理するとする。

総合解説：受理官庁・国際調査機関・国際事務局・指定官庁・選択官庁を役割別に区別することがPCT学習の基礎。

出題基準：2026-09-05

Q033 国際出願・受理官庁 | 標準

PCT国際出願を行う者の資格に関する基本的な考え方として正しいものはどれか。

ア．少なくとも一の出願人がPCT締約国の居住者又は国民であることなど、条約・規則上の出願資格を満たす必要がある。

イ．世界中の誰でも国籍・住所に関係なく全ての受理官庁へ自由に出願できる。

ウ．発明者でなければPCT出願人になれない。

エ．出願資格は国際公開後に初めて審査される。

答え・解説

正答：ア．少なくとも一の出願人がPCT締約国の居住者又は国民であることなど、条約・規則上の出願資格を満たす必要がある。

ア解説：正しい。PCTは居住地・国籍と受理官庁との関係により出願資格を定める。

イ解説：誤り。受理官庁ごとに資格要件がある。

ウ解説：誤り。出願人と発明者は必ずしも同一ではない。

エ解説：誤り。受理官庁段階で要件が確認される。

総合解説：実務では出願人の国籍・住所と利用可能な受理官庁を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q034 国際出願・受理官庁 | 基礎

PCT11条1項の国際出願日付与の最低要件に含まれるものはどれか。

ア．発明の実施例を100例以上記載すること

イ．国際出願である旨、少なくとも一の締約国の指定、出願人の氏名、明細書らしき部分、請求の範囲らしき部分等

ウ．全指定国の翻訳文を出願時に提出すること

エ．国内段階の特許査定を先に取得すること

答え・解説

正答：イ．国際出願である旨、少なくとも一の締約国の指定、出願人の氏名、明細書らしき部分、請求の範囲らしき部分等

ア解説：誤り。そのような数量要件はない。

イ解説：正しい。11条1項は国際出願日を得るための最低限の要素を列挙する。

ウ解説：誤り。国際出願日の最低要件ではない。

エ解説：誤り。PCT国際出願に先立つ特許査定は不要。

総合解説：国際出願日要件は完全な方式要件すべてではなく、11条に定める最低要件。

出題基準：2026-09-05

Q035 国際出願・受理官庁 | 標準

国際出願を受理した時点でPCT11条1項の最低要件を欠き、受理官庁の求めに応じて後日不足要素を補った場合の国際出願日の基本的扱いとして正しいものはどれか。

ア．最初に不完全書類を提出した日に必ず固定される。

イ．出願人が自由に過去の日付を指定できる。

ウ．原則として、必要な補正を受理した日が国際出願日となる。

エ．最初の優先日が必ず国際出願日になる。

答え・解説

正答：ウ．原則として、必要な補正を受理した日が国際出願日となる。

ア解説：誤り。11条最低要件を欠く場合は原則補正受理日。

イ解説：誤り。国際出願日は法定要件で決まる。

ウ解説：正しい。11条2項は要件欠缺を補正した場合、その補正受理日を国際出願日とする。

エ解説：誤り。優先日と国際出願日は別概念。

総合解説：引用による取込み等の特則は別として、基本原則は最低要件が揃った日を国際出願日とする。

出題基準：2026-09-05

Q036 国際出願・受理官庁 | 応用

PCT11条1項の国際出願日付与に関する言語について最も適切なものはどれか。

ア．どの受理官庁も世界中の全言語を必ず受理しなければならない。

イ．言語要件は国際出願日と一切関係しない。

ウ．必ず英語だけでなければPCT出願できない。

エ．国際出願は受理官庁が受け付ける所定の言語要件を満たす必要がある。

答え・解説

正答：エ．国際出願は受理官庁が受け付ける所定の言語要件を満たす必要がある。

ア解説：誤り。受理可能言語は受理官庁・規則により定まる。

イ解説：誤り。11条の要件の一つ。

ウ解説：誤り。英語に限定されない。

エ解説：正しい。11条1項は国際出願が所定の言語であることを要件とする。

総合解説：受理官庁の受理言語と、国際調査・国際公開に必要な翻訳のルールを分ける。

出題基準：2026-09-05

Q037 国際出願・受理官庁 | 基礎

PCT11条4項が国際出願について定めるものとして正しいものはどれか。

ア．11条1項の要件を満たす国際出願は、パリ条約上の正規の国内出願と同等に扱われる。

イ．PCT出願はパリ条約と完全に無関係で、優先権の基礎にはできない。

ウ．PCT出願は国際公開後にだけ正規出願となる。

エ．PCT出願をすると第一国出願は自動的に無効になる。

答え・解説

正答：ア．11条1項の要件を満たす国際出願は、パリ条約上の正規の国内出願と同等に扱われる。

ア解説：正しい。PCT国際出願はパリ条約上の優先権を生じさせる正規出願として機能し得る。

イ解説：誤り。11条4項が正規国内出願との同等性を定める。

ウ解説：誤り。国際出願日の要件を満たした時点で効果がある。

エ解説：誤り。そのような一般的効果はない。

総合解説：PCTとパリ条約は連携する制度であり、PCT出願自身が後の優先権の基礎となり得る。

出題基準：2026-09-05

Q038 国際出願・受理官庁 | 標準

PCT国際出願の「指定国」に関する基本的説明として正しいものはどれか。

ア．指定国とは国際調査を行う国だけをいう。

イ．国際出願の効果を求めるPCT締約国を指定し、その指定国の国内段階へ移行して最終的な特許取得を目指す。

ウ．指定国では国内段階手続が一切不要になる。

エ．指定国を選ぶとその国の国内特許法は適用されなくなる。

答え・解説

正答：イ．国際出願の効果を求めるPCT締約国を指定し、その指定国の国内段階へ移行して最終的な特許取得を目指す。

ア解説：誤り。国際調査機関の所在国とは別概念。

イ解説：正しい。指定国はPCT第I章の国際出願効果を受ける国を意味する。

ウ解説：誤り。所定期限までに国内移行手続が必要。

エ解説：誤り。最終的な特許性は指定国法に従う。

総合解説：指定国・選択国・受理官庁の用語を正確に区別する。

出題基準：2026-09-05

Q039 国際出願・受理官庁 | 標準

- PCT制度について最も適切な説明はどれか。
- ア．WIPOが全世界で有効な単一特許を付与する。
 - イ．PCT国際出願だけで国内移行なしに永久に各国特許が存続する。
 - ウ．一つの国際出願手続を通じて多数国への出願を効率化するが、国際段階で単一の世界特許を付与する制度ではない。
 - エ．PCTでは国際調査も国際公開も行われない。

答え・解説

正答：ウ．一つの国際出願手続を通じて多数国への出願を効率化するが、国際段階で単一の世界特許を付与する制度ではない。

ア解説：誤り。PCTに世界特許付与制度はない。

イ解説：誤り。各国保護には国内移行が必要。

ウ解説：正しい。PCTは出願・調査・公開等を国際的に統一するが、特許付与は各国・地域官庁が行う。

エ解説：誤り。いずれも国際段階の主要手続。

総合解説：PCTは国際出願システムであって国際特許権システムではない。

出題基準：2026-09-05

Q040 国際出願・受理官庁 | 応用

- 国際出願の処理における受理官庁とWIPO国際事務局の関係として最も適切なものはどれか。
- ア．受理官庁が国際公開・各国特許付与・無効審判まで全て単独で行う。
 - イ．国際事務局は受理官庁の国内特許査定を取り消す裁判所である。
 - ウ．受理官庁は出願受理後、国際事務局と一切情報交換しない。
 - エ．受理官庁は出願を受け付け所定の確認・処理をし、記録原本等を国際事務局へ送付して国際段階の手続につなぐ。

答え・解説

正答：エ．受理官庁は出願を受け付け所定の確認・処理をし、記録原本等を国際事務局へ送付して国際段階の手続につなぐ。

ア解説：誤り。役割が異なる複数機関が存在する。

イ解説：誤り。WIPO国際事務局はPCT国際段階を管理する機関。

ウ解説：誤り。国際事務局への送付等が予定される。

エ解説：正しい。PCT制度では複数機関が役割分担して国際出願を処理する。

総合解説：機関ごとの役割をフローで理解することがPCT手続問題の土台。

出題基準：2026-09-05

Q041 国際調査・国際公開 | 基礎

- PCT15条1項の原則として正しいものはどれか。
- ア．各国際出願は国際調査の対象となる。
 - イ．国際調査は出願人が希望した場合だけ存在する任意手続である。
 - ウ．国際予備審査を請求した場合だけ国際調査を行う。
 - エ．国内移行後に初めてWIPOが国際調査する。

答え・解説

正答：ア．各国際出願は国際調査の対象となる。

ア解説：正しい。PCTは国際出願について国際調査を実施する仕組みを設ける。

イ解説：誤り。国際調査は国際出願の標準的手続。

ウ解説：誤り。国際調査は第I章、予備審査は任意の第II章。

エ解説：誤り。国際調査は国際段階で行う。

総合解説：国際調査と国際予備審査の任意性を混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q042 国際調査・国際公開 | 標準

- PCT国際調査の目的として正しいものはどれか。
- ア．最終的な特許付与を決定すること
 - イ．関連する先行技術を発見すること
 - ウ．出願人の資力を調査すること
 - エ．商標の類否を判断すること

答え・解説

正答：イ．関連する先行技術を発見すること

ア解説：誤り。最終特許性は各指定国等が判断。

イ解説：正しい。PCT15条2項が国際調査の目的を定める。

ウ解説：誤り。技術的先行技術調査と無関係。

エ解説：誤り。PCTの国際調査は発明の先行技術を対象。

総合解説：国際調査報告は新規性・進歩性等を見通す有力情報だが、特許付与の拘束的判断ではない。

出題基準：2026-09-05

Q043 国際調査・国際公開 | 標準

PCT15条3項による国際調査の基礎として正しいものはどれか。

ア．明細書だけを調査し、請求の範囲は無視する。

イ．図面だけで発明を決める。

ウ．請求の範囲を基礎とし、明細書及び図面がある場合はこれらを十分考慮して行う。

エ．発明者の経歴を基礎として先行技術を決める。

答え・解説

正答：ウ．請求の範囲を基礎とし、明細書及び図面がある場合はこれらを十分考慮して行う。

ア解説：誤り。請求の範囲が調査の基礎。

イ解説：誤り。請求の範囲が中心。

ウ解説：正しい。国際調査はクレームで定義された発明を中心に行う。

エ解説：誤り。技術的開示に基づく調査。

総合解説：請求項の発明を明細書・図面に照らして理解し、関連先行技術を探索する。

出題基準：2026-09-05

Q044 国際調査・国際公開 | 基礎

国際調査報告が作成された後の送付についてPCT18条が定めるものとして正しいものはどれか。

ア．指定国の裁判所にだけ送付される。

イ．出願人には秘密とされ一切送付されない。

ウ．受理官庁だけに保管される。

エ．国際調査機関から出願人及び国際事務局へ送付される。

答え・解説

正答：エ．国際調査機関から出願人及び国際事務局へ送付される。

ア解説：誤り。出願人・国際事務局への送付が定められる。

イ解説：誤り。出願人に送付される。

ウ解説：誤り。国際事務局にも送付される。

エ解説：正しい。18条2項の内容。

総合解説：国際調査報告は出願人の補正・国内移行判断の重要資料となる。

出題基準：2026-09-05

Q045

国際調査・国際公開 | 標準

国際調査段階で作成される見解書の基本的役割として最も適切なものはどれか。

ア．請求発明が新規性・進歩性・産業上の利用可能性等を満たすように見えるかについて、出願人や後続手続の参考となる見解を示す。

イ．全指定国を拘束する最終的な特許査定である。

ウ．登録商標の類似性のみを判断する。

エ．出願人の国籍を確定するだけの書面である。

答え・解説

正答：ア．請求発明が新規性・進歩性・産業上の利用可能性等を満たすように見えるかについて、出願人や後続手続の参考となる見解を示す。

ア解説：正しい。国際調査報告とともに作成される見解書は予備審査・国内段階の判断材料となる。

イ解説：誤り。各国の最終判断を拘束しない。

ウ解説：誤り。PCT発明に関する評価。

エ解説：誤り。技術的特許性の初期評価を含む。

総合解説：国際調査報告は先行技術リスト、見解書は特許性に関する初期評価という役割の違いを押さえる。

出題基準：2026-09-05

Q046

国際調査・国際公開 | 応用

国際調査機関が意味のある調査を行えない場合等のPCT17条2項の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．必ず架空の先行技術を記載して報告書を作成する。

イ．一定の場合には国際調査報告を作成しない旨の宣言がされることがある。

ウ．国際出願自体が直ちに世界中で無効になる。

エ．国内移行期限が自動的に無期限となる。

答え・解説

正答：イ．一定の場合には国際調査報告を作成しない旨の宣言がされることがある。

ア解説：誤り。調査不能等の場合の宣言制度がある。

イ解説：正しい。PCTは対象事項や開示の不十分さ等により有意義な調査ができない場合の取扱いを設ける。

ウ解説：誤り。ISR不作成と各指定国での出願効果は別問題。

エ解説：誤り。PCT22条2項はISR不作成でも基本期限を変えない。

総合解説：ISRが作成されないことと国際出願の消滅を混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q047 国際調査・国際公開 | 基礎

PCT19条に基づき国際調査報告受領後に行える補正として正しいものはどれか。

ア．明細書・図面・請求の範囲を自由に何度でも19条で補正できる。

イ．受理官庁だけに補正書を提出しなければならない。

ウ．国際事務局に対し、請求の範囲を一度補正する機会が与えられる。

エ．国際調査報告を受領する前でなければ19条補正できない。

答え・解説

正答：ウ．国際事務局に対し、請求の範囲を一度補正する機会が与えられる。

ア解説：誤り。19条の対象は請求の範囲。

イ解説：誤り。19条補正は国際事務局へ提出。

ウ解説：正しい。19条は国際調査報告後のクレーム補正の機会を定める。

エ解説：誤り。報告受領後の補正機会。

総合解説：19条補正＝クレーム、34条補正＝予備審査中にクレーム・明細書・図面という対比が頻出。

出題基準：2026-09-05

Q048 国際調査・国際公開 | 標準

PCT19条補正について正しいものはどれか。

ア．国際調査で有利なら新規事項を自由に追加できる。

イ．新規事項禁止は34条補正だけに適用され19条にはない。

ウ．補正により別発明へ全面差替えることが条約上保障される。

エ．補正は出願時の国際出願における開示の範囲を超えてはならない。

答え・解説

正答：エ．補正は出願時の国際出願における開示の範囲を超えてはならない。

ア解説：誤り。当初開示を超えてはならない。

イ解説：誤り。19条2項にも明文がある。

ウ解説：誤り。当初開示の範囲内でなければならない。

エ解説：正しい。19条2項は出願当初の開示を超える補正を禁止する。

総合解説：国際段階の補正でも新規事項追加は原則許されない。

出題基準：2026-09-05

Q049 国際調査・国際公開 | 標準

- PCT国際公開の原則的時期として正しいものはどれか。
- ア．優先日から18月の満了後速やかに国際公開される。
 - イ．国際出願日の翌日に必ず公開される。
 - ウ．国内移行完了後30月まで一切公開されない。
 - エ．優先日から10年後

答え・解説

正答：ア．優先日から18月の満了後速やかに国際公開される。

ア解説：正しい。PCT21条2項(a)の原則。

イ解説：誤り。原則18月後。

ウ解説：誤り。通常18月時点。

エ解説：誤り。大幅に異なる。

総合解説：国際公開18月、国内移行30月という時間軸を明確にする。

出題基準：2026-09-05

Q050 国際調査・国際公開 | 応用

- PCT国際公開に関する説明として最も適切なものはどれか。
- ア．国際公開日は出願人が自由に何年でも延期できる。
 - イ．出願人は原則18月より前の早期公開を請求でき、また技術的準備完了前に国際出願が取り下げられた場合は国際公開されない。
 - ウ．国際出願が取下げられても必ず全文公開される。
 - エ．早期公開の請求は条約上禁止される。

答え・解説

正答：イ．出願人は原則18月より前の早期公開を請求でき、また技術的準備完了前に国際出願が取り下げられた場合は国際公開されない。

ア解説：誤り。一般的延期権はない。

イ解説：正しい。PCT21条2項(b)と5項の内容。

ウ解説：誤り。技術的準備完了前の取下げなら公開されない。

エ解説：誤り。出願人は早期公開を求められる。

総合解説：原則18月には、早期公開請求と取下げによる非公開という重要な例外がある。

出題基準：2026-09-05

Q051

国際予備審査・国内移行 | 基礎

- PCT国際予備審査について正しいものはどれか。
- ア．全ての国際出願について自動的に行われる。
 - イ．指定国官庁が出願人に無断で必ず請求する。
 - ウ．出願人が請求（Demand）した場合に行われる任意の手続である。
 - エ．国際予備審査を請求しなければPCT出願自体が無効になる。

答え・解説

正答：ウ．出願人が請求（Demand）した場合に行われる任意の手続である。

ア解説：誤り。国際予備審査は任意。

イ解説：誤り。請求人は出願人。

ウ解説：正しい。PCT31条1項は出願人の請求により国際予備審査を行う。

エ解説：誤り。第I章だけで国内移行することも可能。

総合解説：国際調査は標準手続、国際予備審査は任意という対比を押さえる。

出題基準：2026-09-05

Q052

国際予備審査・国内移行 | 標準

- PCT国際予備審査で形成される見解の対象として正しい組合せはどれか。
- ア．新規性と商標類似だけ
 - イ．著作物性、創作性、著作者人格権
 - ウ．会社の資本金、売上、従業員数
 - エ．新規性、進歩性、産業上の利用可能性

答え・解説

正答：エ．新規性、進歩性、産業上の利用可能性

ア解説：誤り。商標類似は対象外。

イ解説：誤り。PCTの特許性評価ではない。

ウ解説：誤り。技術的特許性と無関係。

エ解説：正しい。PCT33条1項はこれらについて予備的かつ拘束力のない見解を形成する。

総合解説：国際予備審査は特許付与を決定せず、三要件について国際的な予備評価を行う。

出題基準：2026-09-05

Q053

国際予備審査・国内移行 | 標準

国際予備審査の結論について正しいものはどれか。

- ア．予備的かつ拘束力のない見解であり、各選択国の最終的な特許性判断を法的に拘束しない。
- イ．肯定的報告なら全選択国で特許付与が義務付けられる。
- ウ．否定的報告なら全指定国で出願が自動消滅する。
- エ．報告は出願人に秘密で国内官庁は利用できない。

答え・解説

正答：ア．予備的かつ拘束力のない見解であり、各選択国の最終的な特許性判断を法的に拘束しない。
ア解説：正しい。PCT33条1項のpreliminary and non-binding opinionである。
イ解説：誤り。各国は自国法により最終判断。
ウ解説：誤り。報告は拘束力のない参考資料。
エ解説：誤り。国内段階の判断材料となる。
総合解説：PCTは国際段階で最終特許性を統一しない。見通しと補正機会に価値がある。
出題基準：2026-09-05

Q054

国際予備審査・国内移行 | 基礎

PCT34条に基づく国際予備審査中の補正対象として正しいものはどれか。

- ア．請求の範囲だけ
- イ．請求の範囲、明細書及び図面
- ウ．発明者の国籍だけ
- エ．指定国の国内法そのもの

答え・解説

正答：イ．請求の範囲、明細書及び図面
ア解説：誤り。それは19条補正の中心。34条では明細書・図面も対象。
イ解説：正しい。34条2項(b)はこれらを所定の方式・期限で補正する権利を認める。
ウ解説：誤り。技術的出願書類の補正を定める。
エ解説：誤り。出願人が国内法を補正することはできない。
総合解説：19条と34条の補正対象の違いは頻出。
出題基準：2026-09-05

Q055

国際予備審査・国内移行 | 標準

国際予備審査中に、出願当初に全く開示されていない新規構成を明細書へ追加する34条補正を行うことについて最も適切なものはどれか。

ア．予備審査中なら新規事項を無制限に追加できる。

イ．国際調査機関が同意すれば新規事項追加は必ず可能。

ウ．34条補正は出願時の国際出願の開示を超えてはならないため、そのような新規事項追加は許されない。

エ．新規事項禁止は国内段階にしか適用されない。

答え・解説

正答：ウ．34条補正は出願時の国際出願の開示を超えてはならないため、そのような新規事項追加は許されない。

ア解説：誤り。当初開示を超えてはならない。

イ解説：誤り。条約上の制限がある。

ウ解説：正しい。34条2項(b)が当初開示を超える補正を禁止する。

エ解説：誤り。国際段階34条にも明文。

総合解説：補正を戦略的に使う場合も出願当初開示の枠内という原則を維持する。

出題基準：2026-09-05

Q056

国際予備審査・国内移行 | 応用

日本国特許庁の2026年手続一覧に基づく国際予備審査請求の期限として最も適切なものはどれか。

ア．国際出願日から7日以内

イ．優先日から必ず12月以内だけ

ウ．国内移行後10年以内

エ．国際調査報告等の発送日から3月又は優先日から22月のいずれか遅い方

答え・解説

正答：エ．国際調査報告等の発送日から3月又は優先日から22月のいずれか遅い方

ア解説：誤り。短すぎる。

イ解説：誤り。国際出願期限と混同。

ウ解説：誤り。国際予備審査は国際段階の手続。

エ解説：正しい。PCT規則54bisに対応する主要期限としてJPOが案内。

総合解説：期限は「ISR等発送 + 3月」と「優先日 + 22月」の遅い方。

出題基準：2026-09-05

Q057

国際予備審査・国内移行 | 基礎

JPOの主要手続一覧で、特許性に関する国際予備報告（第II章）の作成時期の目安として示されるのはどれか。

- ア．優先日から28月
- イ．優先日から6月
- ウ．優先日から12月
- エ．優先日から60月

答え・解説

正答：ア．優先日から28月
ア解説：正しい。JPO一覧は作成時期を優先日から28月と示す。
イ解説：誤り。早すぎる。
ウ解説：誤り。国際出願の優先期間と混同。
エ解説：誤り。通常スケジュールを大きく超える。
総合解説：22月前後のDemand、28月頃の第II章報告、30月国内移行という時間軸をつなげる。
出題基準：2026-09-05

Q058

国際予備審査・国内移行 | 標準

PCT国際出願を日本の国内段階へ移行する通常の期限として最も適切なものはどれか。

- ア．優先日から6月
- イ．優先日から30月
- ウ．国際公開日から10年
- エ．特許付与日から30月

答え・解説

正答：イ．優先日から30月
ア解説：誤り。短すぎる。
イ解説：正しい。PCT22条と日本の国内移行実務では原則30月。
ウ解説：誤り。国内移行期限ではない。
エ解説：誤り。まだ特許付与前の国内移行手続。
総合解説：日本の国内移行は原則優先日から30月。国・地域によってより長い期限を定める例もある。
出題基準：2026-09-05

Q059 国際予備審査・国内移行 | 標準

国際調査機関がPCT17条2項により国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合、PCT22条上の国内移行期限の基本的扱いとして正しいものはどれか。

ア．国内移行期限が自動的に無期限になる。

イ．全指定国への移行が法律上禁止される。

ウ．国際調査報告が作成されないことだけを理由に国内移行期限が変更されるわけではなく、22条の所定期限が適用される。

エ．国際出願が遡って存在しなかったものになる。

答え・解説

正答：ウ．国際調査報告が作成されないことだけを理由に国内移行期限が変更されるわけではなく、22条の所定期限が適用される。

ア解説：誤り。同じ期限が適用される。

イ解説：誤り。国内段階へ進める余地がある。

ウ解説：正しい。22条2項は17条2項の宣言があっても同じ期限を適用する。

エ解説：誤り。17条宣言と11条の出願効果は別。

総合解説：国際調査の結果が不利・不作成でも、国内段階で各国法に基づく審査を受ける道は残る。

出題基準：2026-09-05

Q060 国際予備審査・国内移行 | 応用

PCT22条に基づく指定官庁への国内移行で典型的に必要な行為の組合せとして正しいものはどれか。

ア．国際出願を全て破棄し、発明内容を変えた新規出願だけを提出する。

イ．WIPOへの更新料だけを支払えば各国で自動的に特許となる。

ウ．商標の国際登録番号だけを提出する。

エ．国際出願の写し（既に送達済みなら不要な場合あり）、所定の翻訳文、国内手数料の納付

答え・解説

正答：エ．国際出願の写し（既に送達済みなら不要な場合あり）、所定の翻訳文、国内手数料の納付

ア解説：誤り。PCT出願を国内段階へ移行する手続。

イ解説：誤り。国内官庁への所定手続が必要。

ウ解説：誤り。PCT特許出願の国内移行とは無関係。

エ解説：正しい。PCT22条1項はこれらを各指定官庁に対する基本行為として定める。

総合解説：国内移行はPCT国際出願の効果を各指定国で維持し、国内審査へつなぐ手続。

出題基準：2026-09-05

Q061

国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 基礎

マドリッド議定書2条に基づき、ある締約国の官庁を本国官庁として国際出願できる者として最も適切なものはどれか。

ア．その締約国の国民、又はその締約国に住所若しくは現実かつ真正の工業上・商業上の営業所を有する者

イ．その国を一度旅行した者なら誰でも

ウ．その国の商品を購入した者なら誰でも

エ．世界中の誰でも無条件で任意の官庁を本国官庁にできる。

答え・解説

正答：ア．その締約国の国民、又はその締約国に住所若しくは現実かつ真正の工業上・商業上の営業所を有する者

ア解説：正しい。議定書2条1項は国籍・住所・真正な営業所を接点とする。

イ解説：誤り。旅行だけでは条約上の接点にならない。

ウ解説：誤り。購入行為は人的資格にならない。

エ解説：誤り。条約上の接点が必要。

総合解説：本国官庁を選ぶ前提として、出願人と締約国との国籍・住所・営業所の接点を確認する。

出題基準：2026-09-05

Q062

国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 標準

Madrid議定書による国際出願について正しいものはどれか。

ア．商標の基礎出願・登録がなくても国際出願だけを独立に開始できる。

イ．本国官庁にある商標の基礎出願又は基礎登録を基礎として行う。

ウ．特許出願を基礎に商標国際登録を行う。

エ．会社登記だけで国際出願の基礎になる。

答え・解説

正答：イ．本国官庁にある商標の基礎出願又は基礎登録を基礎として行う。

ア解説：誤り。Madrid国際出願には基礎が必要。

イ解説：正しい。議定書2条・3条の国際出願は基礎出願又は基礎登録を前提とする。

ウ解説：誤り。基礎は商標出願・商標登録。

エ解説：誤り。会社登記は基礎商標ではない。

総合解説：マドプロは国内の基礎商標から始まり、最初の5年間はその基礎に従属する。

出題基準：2026-09-05

Q063 国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 標準

Madrid議定書2条2項の国際出願ルートとして正しいものはどれか。

ア．最初から各指定国の裁判所へ提出する。

イ．出願人が本国官庁を一切経ずに国内登録と同じ効果を得る。

ウ．基礎出願を受理し又は基礎登録をした本国官庁を通じてWIPO国際事務局へ行う。

エ．国際出願は国際事務局ではなく国連総会に提出する。

答え・解説

正答：ウ．基礎出願を受理し又は基礎登録をした本国官庁を通じてWIPO国際事務局へ行う。

ア解説：誤り。Madridの国際出願ルートではない。

イ解説：誤り。本国官庁経由が条約上の原則。

ウ解説：正しい。国際出願は本国官庁による認証を経て国際事務局へ送付される。

エ解説：誤り。WIPO国際事務局が管理する。

総合解説：本国官庁は国際出願内容と基礎商標の対応を認証する役割を持つ。

出題基準：2026-09-05

Q064 国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 基礎

本国官庁がMadrid国際出願について行う認証として最も適切なものはどれか。

ア．指定国での実体的な商標登録可否を全て最終決定する。

イ．基礎商標と異なるマークへ自由に変更する。

ウ．基礎より広い商品・役務を必ず追加する。

エ．国際出願の商標や指定商品・役務等が基礎出願・基礎登録の記載と同一又はその範囲内であることを確認する。

答え・解説

正答：エ．国際出願の商標や指定商品・役務等が基礎出願・基礎登録の記載と同一又はその範囲内であることを確認する。

ア解説：誤り。各指定国官庁が国内法で実体審査する。

イ解説：誤り。マークは基礎と同一であることが必要。

ウ解説：誤り。国際出願の商品・役務は基礎の範囲内。

エ解説：正しい。JPOはマークの同一性と指定商品・役務が基礎の範囲内か等を確認する。

総合解説：本国認証は基礎との対応を確認する方式的役割であり、各指定国での登録可否を保証しない。

出題基準：2026-09-05

Q065 国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 標準

日本の基礎登録が第25類「履物」のみである場合、Madrid国際出願で第25類「スニーカー」を指定することについて最も適切なものはどれか。

ア．「スニーカー」が基礎登録の「履物」の範囲内であれば、国際出願で指定し得る。

イ．基礎より狭い商品は一切指定できない。

ウ．基礎にない第9類コンピュータも当然に追加できる。

エ．商品・役務は基礎と無関係でよく、マークだけ同一ならよい。

答え・解説

正答：ア．「スニーカー」が基礎登録の「履物」の範囲内であれば、国際出願で指定し得る。

ア解説：正しい。国際出願の商品・役務は基礎の同一又は範囲内であることが必要。

イ解説：誤り。基礎の範囲内への限定は可能。

ウ解説：誤り。基礎の範囲を超える指定はできない。

エ解説：誤り。商品・役務範囲も本国認証の対象。

総合解説：国際出願では基礎商標の範囲を上限として商品・役務を設計する。

出題基準：2026-09-05

Q066 国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 応用

Madrid国際出願の標章と基礎出願・基礎登録の標章との関係として正しいものはどれか。

ア．国際出願では基礎商標と類似していれば自由に別マークへ変更できる。

イ．国際出願のマークは基礎出願・基礎登録のマークと同一であることが必要である。

ウ．基礎商標は文字商標、国際出願は無関係な図形商標でもよい。

エ．マーク同一性は指定国でだけ確認され、本国官庁は確認しない。

答え・解説

正答：イ．国際出願のマークは基礎出願・基礎登録のマークと同一であることが必要である。

ア解説：誤り。国際出願のマークは基礎と同一である必要。

イ解説：正しい。JPO本国官庁はマークの同一性を認証する。

ウ解説：誤り。同一性要件に反する。

エ解説：誤り。本国認証の主要事項。

総合解説：Madridは国内基礎商標の国際的展開を一元化する制度であり、別ブランドを作る制度ではない。

出題基準：2026-09-05

Q067

国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 基礎

日本国特許庁がMadrid国際出願を受理した日から2月以内にWIPO国際事務局がその出願を受理した場合、国際登録日は原則いつか。

- ア．WIPOが国際登録証を発行した日
- イ．最初の指定国が登録を認めた日
- ウ．日本国特許庁が国際出願を受理した日
- エ．基礎登録の更新日

答え・解説

正答：ウ．日本国特許庁が国際出願を受理した日
ア解説：誤り。2月以内受理なら本国官庁受理日。
イ解説：誤り。指定国審査より前に国際登録日は定まる。
ウ解説：正しい。実務上の2月ルールにより本国官庁受理日を維持できる。
エ解説：誤り。基礎登録日とは別。
総合解説：本国官庁受理日を国際登録日として確保するため、WIPO到達までの2月が重要。
出題基準：2026-09-05

Q068

国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 標準

本国官庁が国際出願を受理した日から2月を経過した後にWIPO国際事務局が国際出願を受理した場合の国際登録日の原則はどれか。

- ア．常に本国官庁受理日に遡る。
- イ．基礎出願日まで必ず遡る。
- ウ．指定国ごとに国際登録日が全て別々になる。
- エ．WIPO国際事務局が国際出願を受理した日

答え・解説

正答：エ．WIPO国際事務局が国際出願を受理した日
ア解説：誤り。2月を超えた場合の原則はWIPO受理日。
イ解説：誤り。国際登録日と基礎出願日は別。
ウ解説：誤り。国際登録自体の国際登録日は一つ。
エ解説：正しい。2月以内に到達しなければ本国官庁受理日を国際登録日として維持できないのが原則。
総合解説：優先権主張を伴う場合は国際登録日が繰り下がる影響が大きいため期限管理が重要。
出題基準：2026-09-05

Q069 国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 標準

WIPO国際事務局がMadrid国際出願で主として行う審査として最も適切なものはどれか。

ア．商品・役務の国際分類や表示の明確性等の方式審査

イ．日本商標法4条1項11号を全指定国について最終判断する。

ウ．各指定国での侵害訴訟の損害額を決める。

エ．基礎登録の無効審判を裁判として行う。

答え・解説

正答：ア．商品・役務の国際分類や表示の明確性等の方式審査

ア解説：正しい。WIPO国際事務局は分類・表示等を審査し、不備があれば欠陥通報を行う。

イ解説：誤り。各指定国の実体法は指定国官庁が審査。

ウ解説：誤り。国際事務局の役割ではない。

エ解説：誤り。基礎登録の国内手続は本国法の問題。

総合解説：国際事務局の方式審査と指定国官庁の実体審査を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q070 国際登録出願・基礎出願 / 登録 | 応用

WIPOから国際登録証が送付された時点の意味について最も適切なものはどれか。

ア．全指定国で商標権が無審査で確定したことを意味する。

イ．国際登録簿に国際登録されたことを示すが、各指定国で最終的な保護が認められたことまで意味しない。

ウ．国際登録証があれば指定なしで全世界で保護される。

エ．国際登録証は国内の基礎登録が消滅したことを示す。

答え・解説

正答：イ．国際登録簿に国際登録されたことを示すが、各指定国で最終的な保護が認められたことまで意味しない。

ア解説：誤り。指定国審査が残る。

イ解説：正しい。国際登録後、指定国官庁が国内法に基づく審査を行う。

ウ解説：誤り。領域指定が必要。

エ解説：誤り。基礎登録の消滅を意味しない。

総合解説：国際登録と指定国での保護確定を混同しないことが重要。

出題基準：2026-09-05

Q071

指定・事後指定・更新 | 基礎

Madrid議定書3条の2・3条の3による領域指定について正しいものはどれか。

ア．国際登録すれば指定なしで全締約国に自動的に効果が及ぶ。

イ．指定は商品区分を選ぶ手続で国・地域とは無関係である。

ウ．国際登録による保護を求める締約国を指定し、指定された締約国について保護の効果を求める。

エ．指定国はWIPOが出願人に代わって自由に決める。

答え・解説

正答：ウ．国際登録による保護を求める締約国を指定し、指定された締約国について保護の効果を求める。

ア解説：誤り。領域指定が必要。

イ解説：誤り。領域指定は保護を求める締約国・地域を選ぶ。

ウ解説：正しい。国際登録の領域的效果は指定によって生じる。

エ解説：誤り。出願人・名義人が指定する。

総合解説：国際登録は一元管理の基礎であり、実際にどこで保護を求めるかは領域指定で決める。

出題基準：2026-09-05

Q072

指定・事後指定・更新 | 標準

Madrid議定書3条の2ただし書について正しいものはどれか。

ア．本国だけしか指定できない。

イ．本国を指定しなければ国際出願自体が無効となる。

ウ．本国を含む全締約国の指定が義務である。

エ．本国官庁に当たる締約国を領域指定することはできない。

答え・解説

正答：エ．本国官庁に当たる締約国を領域指定することはできない。

ア解説：誤り。逆である。

イ解説：誤り。本国は指定できない。

ウ解説：誤り。指定する締約国を選択する制度。

エ解説：正しい。基礎出願・登録のある本国は国際登録の指定対象から除かれる。

総合解説：本国官庁と指定国官庁を分けて理解する。

出題基準：2026-09-05

Q073

指定・事後指定・更新 | 標準

国際登録後、新たに別のMadrid締約国で保護を求めたい場合の代表的手続はどれか。

ア．事後指定

イ．基礎登録を必ず放棄する。

ウ．国際登録を必ず全部取り消して新規出願する。

エ．防護標章に自動変更する。

答え・解説

正答：ア．事後指定

ア解説：正しい。議定書3条の3(2)は国際登録後の追加の領域指定を認める。

イ解説：誤り。保護国追加に基礎放棄は不要。

ウ解説：誤り。事後指定で既存国際登録へ領域を追加できる。

エ解説：誤り。国内特殊制度であり無関係。

総合解説：事後指定は事業展開に応じて保護地域を後から拡大できるMadridの主要メリット。

出題基準：2026-09-05

Q074

指定・事後指定・更新 | 基礎

国際登録後の事後指定について最も適切なものはどれか。

ア．事後指定では国際登録にない商品・役務を無制限に追加できる。

イ．国際登録自体に存在しない新たな商品・役務を追加することはできない。

ウ．事後指定では新しい国を追加できない。

エ．事後指定をすると基礎商標が自動的に拡張される。

答え・解説

正答：イ．国際登録自体に存在しない新たな商品・役務を追加することはできない。

ア解説：誤り。国際登録の範囲を超える追加は不可。

イ解説：正しい。事後指定は既存国際登録の範囲を超える新商品・役務追加制度ではない。

ウ解説：誤り。新たな締約国を追加するための制度。

エ解説：誤り。基礎商標の国内範囲は別手続。

総合解説：国を増やすことと国際登録の商品・役務を増やすことを区別する。

出題基準：2026-09-05

Q075

指定・事後指定・更新 | 標準

国際登録には商品A・Bが記録されているが、国Xへの当初指定では商品Aだけに限定していた。後に国Xで商品Bについても保護を求める場合の考え方として最も適切なものはどれか。

ア．一度限定した国には商品Bを絶対に追加できない。

イ．商品Bが国際登録になくても同じ扱いになる。

ウ．国際登録の範囲内の商品Bであれば、事後指定により国Xへの保護範囲追加を検討できる。

エ．事後指定では国Xを削除することしかできない。

答え・解説

正答：ウ．国際登録の範囲内の商品Bであれば、事後指定により国Xへの保護範囲追加を検討できる。

ア解説：誤り。国際登録範囲内で事後指定を利用できる場合がある。

イ解説：誤り。国際登録自体にない商品は追加不可。

ウ解説：正しい。FAQは当初特定国に限定指定していた商品・役務を国際登録の範囲内で後から追加できると説明する。

エ解説：誤り。保護範囲の追加に用いられる。

総合解説：事後指定の上限は国際登録簿に記録された商品・役務の範囲。

出題基準：2026-09-05

Q076

指定・事後指定・更新 | 応用

Madrid議定書3条の3(2)に関する基本として、事後指定の効力は原則いつから生じるか。

ア．基礎出願日に必ず遡る。

イ．国際登録日より常に10年前に遡る。

ウ．指定国で最初に侵害が起きた日

エ．事後指定が国際登録簿に記録された日

答え・解説

正答：エ．事後指定が国際登録簿に記録された日

ア解説：誤り。原則国際登録簿の記録日。

イ解説：誤り。そのような遡及はない。

ウ解説：誤り。侵害発生日が効力日を決めない。

エ解説：正しい。議定書は記録された領域指定がその記録日から効力を生じるとする。

総合解説：当初指定と事後指定では保護効果の開始時点が異なり得る。

出題基準：2026-09-05

Q077

指定・事後指定・更新 | 基礎

Madrid議定書による国際登録の存続期間として正しいものはどれか。

- ア．国際登録日から10年
- イ．5年
- ウ．20年で更新不可
- エ．無期限で更新不要

答え・解説

正答：ア．国際登録日から10年

ア解説：正しい。議定書6条・7条の制度として10年単位で管理される。

イ解説：誤り。5年は基礎商標への従属性期間。

ウ解説：誤り。10年ごとに更新可能。

エ解説：誤り。更新手続きが必要。

総合解説：10年の存続期間と5年の従属性を混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q078

指定・事後指定・更新 | 標準

国際登録の更新について正しいものはどれか。

- ア．更新は一度しかできない。
- イ．10年ごとに更新することができ、WIPO国際事務局を通じた一元的管理が可能である。
- ウ．各指定国で必ず独立した新規商標出願をしなければ更新できない。
- エ．国際登録は5年で消滅し更新制度はない。

答え・解説

正答：イ．10年ごとに更新することができ、WIPO国際事務局を通じた一元的管理が可能である。

ア解説：誤り。一度だけという制限はない。

イ解説：正しい。Madrid制度は複数指定国の国際登録を集中して更新管理できる。

ウ解説：誤り。国際登録の更新手続きがある。

エ解説：誤り。10年単位で更新できる。

総合解説：一元更新はMadrid制度の主要な運用上の利点。

出題基準：2026-09-05

Q079

指定・事後指定・更新 | 標準

国際登録の更新時にできることについて最も適切なものはどれか。

ア．更新時なら新商品・新役務を無制限に追加できる。

イ．更新時にマークを全く別の商標へ変更できる。

ウ．既存の国際登録を次の10年へ更新する手続であり、更新だけを利用して国際登録の商品・役務を当初範囲より拡大することはできない。

エ．更新すると全ての指定国が自動的に本国となる。

答え・解説

正答：ウ．既存の国際登録を次の10年へ更新する手続であり、更新だけを利用して国際登録の商品・役務を当初範囲より拡大することはできない。

ア解説：誤り。範囲拡大は更新の機能ではない。

イ解説：誤り。別マークへの変更制度ではない。

ウ解説：正しい。更新は権利範囲の新規拡張手続ではない。

エ解説：誤り。本国官庁の概念は変わらない。

総合解説：更新・事後指定・新規国際出願はそれぞれ目的が異なる。

出題基準：2026-09-05

Q080

指定・事後指定・更新 | 応用

同一の国際登録について、国Aでは商品1・2、国Bでは商品1だけが保護対象となっている場合の考え方として正しいものはどれか。

ア．国際登録が一つなら全指定国の保護範囲も必ず同一になる。

イ．国Bで一部拒絶されると国Aの保護も当然に同じ範囲まで消滅する。

ウ．指定国での保護範囲は国際登録簿と無関係である。

エ．国際登録は一元管理されても、指定国ごとの指定範囲・拒絶・保護結果は異なり得る。

答え・解説

正答：エ．国際登録は一元管理されても、指定国ごとの指定範囲・拒絶・保護結果は異なり得る。

ア解説：誤り。限定・拒絶等により国ごとに異なり得る。

イ解説：誤り。指定国ごとの審査結果は原則独立。

ウ解説：誤り。国際登録簿の指定を基礎とし各国で審査。

エ解説：正しい。Madridは管理を集中する制度であり、各指定国で保護範囲が完全同一になることを保証しない。

総合解説：一元管理と各国独立審査がMadrid制度の二つの側面。

出題基準：2026-09-05

Q081

拒絶・セントラルアタック・変換 | 基礎

Madrid国際登録が国際登録簿に記録された後、指定国官庁について正しいものはどれか。
ア．各指定国の法令に基づき、その国で保護できるか実体審査を行う。
イ．指定国官庁には一切の審査権限がない。
ウ．WIPOの国際登録があれば国内法を適用できない。
エ．指定国官庁は基礎出願をした本国官庁と必ず同じ国である。

答え・解説

正答：ア．各指定国の法令に基づき、その国で保護できるか実体審査を行う。
ア解説：正しい。国際登録は指定国で無審査保護を保証せず、各指定国官庁が国内法で審査する。
イ解説：誤り。指定国官庁が実体審査を行う。
ウ解説：誤り。各指定国法に基づく拒絶が可能。
エ解説：誤り。本国以外の保護を求める国が指定国。
総合解説：国際事務局の方式審査と指定国官庁の実体審査を分ける。
出題基準：2026-09-05

Q082

拒絶・セントラルアタック・変換 | 標準

Madrid議定書で指定国官庁が保護拒絶を通報する基本的な期間として正しいものはどれか。
ア．必ず30日以内
イ．指定通報から原則12月で、締約国の宣言により18月となる場合がある。
ウ．必ず5年以内
エ．期間制限は一切ない

答え・解説

正答：イ．指定通報から原則12月で、締約国の宣言により18月となる場合がある。
ア解説：誤り。基本期間と異なる。
イ解説：正しい。議定書5条は12月を基本とし、一定の宣言により18月等を認める。
ウ解説：誤り。5年は基礎商標への従属性期間。
エ解説：誤り。拒絶通報期限がある。
総合解説：12月/18月の拒絶通報期限はMadrid制度の予見可能性を高める重要な仕組み。
出題基準：2026-09-05

Q083

拒絶・セントラルアタック・変換 | 標準

指定国Xが国際登録に対して暫定的拒絶を通報した場合の効果について最も適切なものはどれか。

ア．X国の拒絶により全世界の国際登録が必ず消滅する。

イ．X国の拒絶は基礎登録を自動的に無効にする。

ウ．原則としてX国での保護が問題となるのであり、それだけで他の全指定国における国際登録の保護まで一括して失われるわけではない。

エ．暫定的拒絶には一切応答できない。

答え・解説

正答：ウ．原則としてX国での保護が問題となるのであり、それだけで他の全指定国における国際登録の保護まで一括して失われるわけではない。

ア解説：誤り。他国の保護を当然失わせない。

イ解説：誤り。基礎登録は本国法上の権利。

ウ解説：正しい。各指定国での拒絶はその指定国に係る保護の問題。

エ解説：誤り。指定国法に従って応答・不服手続が可能な場合がある。

総合解説：指定国拒絶とセントラルアタックを混同しない。前者は個別国、後者は基礎失効による国際登録自体への影響。

出題基準：2026-09-05

Q084

拒絶・セントラルアタック・変換 | 基礎

指定国官庁が所定の拒絶期間内に保護拒絶を通報しなかった場合の原則的な考え方として正しいものはどれか。

ア．国際登録はその指定国で自動的に無効となる。

イ．必ず再度新規国内出願しなければならない。

ウ．本国の商標登録まで消滅する。

エ．その指定国では、国際登録による保護が国内登録と同様の効果を持つ方向で扱われる。

答え・解説

正答：エ．その指定国では、国際登録による保護が国内登録と同様の効果を持つ方向で扱われる。

ア解説：誤り。拒絶がない場合は保護成立の方向。

イ解説：誤り。Madrid指定による保護効果を得る制度。

ウ解説：誤り。指定国での拒絶有無と本国登録は別。

エ解説：正しい。議定書4条・5条の仕組みにより所定期間内の拒絶がなければ保護効果が確立する。

総合解説：拒絶通報期限を限定することで、いつまでに拒絶が来るかの予見可能性を確保する。

出題基準：2026-09-05

Q085

拒絶・セントラルアタック・変換 | 標準

国際登録と基礎出願・基礎登録との従属性について正しいものはどれか。

ア．国際登録日から5年間は基礎出願・基礎登録に従属し、その基礎の効果終了が国際登録へ影響し得る。

イ．従属期間は国際登録日から10年間である。

ウ．国際登録は登録された瞬間から基礎と完全に無関係になる。

エ．基礎出願が拒絶されても国際登録には絶対に影響しない。

答え・解説

正答：ア．国際登録日から5年間は基礎出願・基礎登録に従属し、その基礎の効果終了が国際登録へ影響し得る。

ア解説：正しい。議定書6条3項・4項のセントラルアタック。

イ解説：誤り。5年間。

ウ解説：誤り。最初の5年間は従属性。

エ解説：誤り。5年内の基礎効果終了等は影響し得る。

総合解説：5年の従属性はMadridのリスクで、10年の国際登録存続期間と区別する。

出題基準：2026-09-05

Q086

拒絶・セントラルアタック・変換 | 応用

基礎登録に対する無効手続が国際登録日から5年以内に開始されたが、無効確定は5年経過後だった。この場合のセントラルアタックについて最も適切なものはどれか。

ア．5年を1日でも過ぎて確定すれば、開始時期に関係なく絶対に影響しない。

イ．5年以内に所定の手続が開始され、その後に基礎登録の効果終了が確定した場合も、国際登録が影響を受けることがある。

ウ．無効手続の開始だけで即日全指定国の登録が必ず消滅する。

エ．5年以内に開始した手続はWIPOに一切通報されない。

答え・解説

正答：イ．5年以内に所定の手続が開始され、その後に基礎登録の効果終了が確定した場合も、国際登録が影響を受けることがある。

ア解説：誤り。5年内開始の手続は後発確定でも影響し得る。

イ解説：正しい。JPO実務テキストは5年満了前に審判等が開始されていれば、5年後の確定でも取消しにつながることを説明する。

ウ解説：誤り。最終的な基礎効果終了と範囲が問題。

エ解説：誤り。所定の通報制度がある。

総合解説：セントラルアタックは確定日だけでなく、5年以内に開始された所定手続にも注意する。

出題基準：2026-09-05

Q087

拒絶・セントラルアタック・変換 | 基礎

基礎出願の指定商品が補正で一部減縮され、その範囲について国際登録の基礎が失われた場合の扱いとして正しいものはどれか。

ア．一部減縮でも国際登録全体が必ず全部取消しとなる。

イ．基礎出願の減縮は国際登録に一切影響しない。

ウ．基礎の効果が終了した範囲に対応して、国際登録の商品・役務の一部が取り消されることがある。

エ．国際登録の商品・役務は基礎より広く自由に維持できる。

答え・解説

正答：ウ．基礎の効果が終了した範囲に対応して、国際登録の商品・役務の一部が取り消されることがある。

ア解説：誤り。効果終了の範囲に応じた部分取消しが可能。

イ解説：誤り。5年従属期間内なら影響し得る。

ウ解説：正しい。セントラルアタックは全部取消しだけでなく部分取消しもあり得る。

エ解説：誤り。基礎との従属性がある。

総合解説：影響は基礎が失効した範囲に応じて全部又は一部となる。

出題基準：2026-09-05

Q088

拒絶・セントラルアタック・変換 | 標準

セントラルアタックにより国際登録が取り消された場合の「変換（transformation）」による救済について、期間として正しいものはどれか。

ア．取消記録日から10年以内

イ．国際登録日から5日以内

ウ．期間制限は一切ない

エ．国際登録簿に取消しが記録された日から3月以内に所定の国内出願を行う。

答え・解説

正答：エ．国際登録簿に取消しが記録された日から3月以内に所定の国内出願を行う。

ア解説：誤り。長すぎる。

イ解説：誤り。救済期間として不適切。

ウ解説：誤り。3月の期限がある。

エ解説：正しい。議定書9条の5による変換は取消記録日から3月以内。

総合解説：変換はセントラルアタックの救済制度であり、3月という短い期限管理が重要。

出題基準：2026-09-05

Q089 拒絶・セントラルアタック・変換 | 標準

Madrid議定書9条の5の変換要件を満たした国内出願の出願日について最も適切なものはどれか。

ア．原則として国際登録日、事後指定に係る場合はその事後指定の日の利益を維持し得る。

イ．変換した国内出願の提出日しか認められず、以前の日付の利益は一切ない。

ウ．必ず基礎出願の出願日まで無条件に遡る。

エ．変換すると国際登録日が10年繰り下がる。

答え・解説

正答：ア．原則として国際登録日、事後指定に係る場合はその事後指定の日の利益を維持し得る。

ア解説：正しい。変換の重要な救済効果は国際登録・事後指定時の時間的利益を維持すること。

イ解説：誤り。所定要件で国際登録日等の利益を維持できる。

ウ解説：誤り。国際登録日等が基本。

エ解説：誤り。そのような効果はない。

総合解説：変換の実益はセントラルアタック後も国際登録日等の時間的優位を救済する点にある。

出題基準：2026-09-05

Q090 拒絶・セントラルアタック・変換 | 応用

国際登録日から5年を経過し、5年以内に基礎の効果終了につながる所定の手続も存在しない場合の国際登録と基礎商標の関係として最も適切なものはどれか。

ア．5年後から初めて基礎商標への従属性が始まる。

イ．国際登録は原則として基礎出願・基礎登録から独立する。

ウ．5年経過と同時に国際登録が必ず失効する。

エ．5年後は指定国官庁の保護結果も全て本国官庁が決める。

答え・解説

正答：イ．国際登録は原則として基礎出願・基礎登録から独立する。

ア解説：誤り。従属性は最初の5年間。

イ解説：正しい。議定書6条では5年従属期間経過後、国際登録は基礎から独立する。

ウ解説：誤り。国際登録自体の存続期間は10年で更新可能。

エ解説：誤り。指定国ごとの保護は各指定国法による。

総合解説：5年従属性と10年存続期間を時間軸で整理するとセントラルアタック問題を解きやすい。

出題基準：2026-09-05

Q091 国際出願・国際登録 | 基礎

1999年ジュネーブ改正協定に基づくハーグ制度の国際出願資格として最も適切なものはどれか。

ア．締約国の国民であるか、締約国に住所、常居所、又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有すること。

イ．どの締約国とも関係のない者でも、手数料を払えば必ず利用できる。

ウ．必ず締約国の国籍を有する必要がある、住所や営業所では資格を得られない。

エ．意匠の創作者本人だけが利用でき、法人は利用できない。

答え・解説

正答：ア．締約国の国民であるか、締約国に住所、常居所、又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有すること。

ア解説：正しい。ジュネーブ改正協定3条は、国籍・住所・常居所・現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を利用資格の接点としている。

イ解説：誤り。条約上の利用資格となる締約国との接点が必要である。

ウ解説：誤り。国籍以外にも住所・常居所・真正な営業所が接点となり得る。

エ解説：誤り。自然人だけでなく、要件を満たす法人も利用し得る。

総合解説：ハーグ制度の人的資格は、締約国との実質的な接点を基礎とする。国籍だけに限定されない点が重要。

出題基準：2026-09-05

Q092 国際出願・国際登録 | 標準

ハーグ制度と先の国内意匠出願・登録との関係として正しいものはどれか。

ア．必ず本国で意匠登録を得てからでなければ国際出願できない。

イ．ハーグ国際出願には、先の国内意匠出願又は国内意匠登録を有していることは要求されない。

ウ．国内意匠出願は不要だが、国内特許登録だけは必須である。

エ．ハーグ制度もMadrid制度と同じく、5年間の基礎出願への従属性を要求する。

答え・解説

正答：イ．ハーグ国際出願には、先の国内意匠出願又は国内意匠登録を有していることは要求されない。

ア解説：誤り。先の国内登録は必須ではない。

イ解説：正しい。ハーグ制度では最初から国際出願によって意匠保護を求めることができる。

ウ解説：誤り。特許登録を基礎とする制度ではない。

エ解説：誤り。ハーグにはMadridのような基礎商標への5年従属性はない。

総合解説：ハーグとMadridを比較する際の重要差異である。Madridは基礎商標を要するが、ハーグは先の国内意匠出願・登録なしでも利用できる。

出題基準：2026-09-05

Q093 国際出願・国際登録 | 標準

- ハーグ国際出願の提出経路として最も適切なものはどれか。
- ア．必ず各指定国の裁判所へ個別提出しなければならない。
 - イ．WIPO国際事務局への直接出願は条約上禁止されている。
 - ウ．WIPO国際事務局へ直接提出する方法と、利用可能な場合には出願人の締約国の官庁を通じて提出する方法がある。
 - エ．国際出願はMadrid本国官庁を通じなければならない。

答え・解説

正答：ウ．WIPO国際事務局へ直接提出する方法と、利用可能な場合には出願人の締約国の官庁を通じて提出する方法がある。

ア解説：誤り。国際事務局を中心とする国際出願制度である。

イ解説：誤り。直接出願が可能である。

ウ解説：正しい。ハーグ制度は直接出願と間接出願を認めている。

エ解説：誤り。Madridとは異なる制度である。

総合解説：直接・間接の双方が制度上あり得るが、各締約国官庁が間接出願を受け付けるかは当該国の制度確認が必要である。

出題基準：2026-09-05

Q094 国際出願・国際登録 | 基礎

- 2026年時点のハーグ国際出願に使用できる言語の組合せとして正しいものはどれか。
- ア．日本語だけ
 - イ．英語だけ
 - ウ．英語、ドイツ語又は中国語だけ
 - エ．英語、フランス語又はスペイン語

答え・解説

正答：エ．英語、フランス語又はスペイン語

ア解説：誤り。日本語はハーグの国際出願言語ではない。

イ解説：誤り。英語以外にフランス語・スペイン語も利用できる。

ウ解説：誤り。公式の出願言語の組合せと異なる。

エ解説：正しい。ハーグ制度の国際出願は英語・フランス語・スペイン語のいずれかで行う。

総合解説：日本から出願する場合でも、国際出願自体は英語・フランス語・スペイン語のいずれかを用いる。

出題基準：2026-09-05

Q095 国際出願・国際登録 | 標準

- ハーグ制度で一つの国際出願に複数意匠を含める場合の原則として正しいものはどれか。
- ア．最大100意匠まで含めることができ、全ての意匠に係る製品はロカルノ国際分類の同一の類に属する必要がある。
 - イ．意匠数に上限はなく、ロカルノ分類も自由に混在できる。
 - ウ．最大10意匠で、必ず同一サブクラスまで一致する必要がある。
 - エ．複数意匠は一切認められず、一出願一意匠に限られる。

答え・解説

正答：ア．最大100意匠まで含めることができ、全ての意匠に係る製品はロカルノ国際分類の同一の類に属する必要がある。

ア解説：正しい。現行規則では単一の国際出願に最大100意匠まで含まれるが、同一ロカルノ類という要件がある。

イ解説：誤り。最大100意匠かつ同一類という制限がある。

ウ解説：誤り。上限は100で、要求されるのは同一クラスであって同一サブクラスではない。

エ解説：誤り。ハーグは複数意匠を一国際出願に含めることを認める。

総合解説：複数意匠一括出願はハーグの実務上の利点。ただし指定国が国内法上の単一性要件を宣言している場合、指定国段階で拒絶・分割が問題となり得る。

出題基準：2026-09-05

Q096 国際出願・国際登録 | 応用

- 日本の出願資格を有する出願人がハーグ国際出願を行う場合、日本を指定締約国として指定することについて最も適切なものはどれか。
- ア．本国に相当する国は必ず指定から除外されるため、日本は指定できない。
 - イ．日本を指定することもできる。
 - ウ．日本を指定できるのは外国人だけである。
 - エ．日本の指定には必ず先の日本国内意匠登録が必要である。

答え・解説

正答：イ．日本を指定することもできる。

ア解説：誤り。Madridの本国指定禁止と混同した説明である。

イ解説：正しい。日本はハーグ制度で自己指定を許容している。

ウ解説：誤り。日本の出願資格を持つ者も日本を指定できる。

エ解説：誤り。ハーグ国際出願に先の国内登録は必須ではない。

総合解説：ハーグとMadridでは自国指定の扱いが異なる。条約横断問題で混同しやすいポイントである。

出題基準：2026-09-05

Q097 国際出願・国際登録 | 基礎

- WIPO国際事務局からハーグ国際登録証が発行された場合、その意味として最も適切なものはどれか。
- ア．国際登録証により全指定国で審査なしに意匠権が確定する。
 - イ．国際登録証は各国で拒絶されたことを証明する文書である。
 - ウ．意匠が国際登録簿に国際登録されたことを示すが、全指定締約国で最終的な意匠保護が確定したことまで意味しない。
 - エ．国際登録証が発行されると国内法は一切適用されなくなる。

答え・解説

正答：ウ．意匠が国際登録簿に国際登録されたことを示すが、全指定締約国で最終的な意匠保護が確定したことまで意味しない。

ア解説：誤り。指定国の拒絶制度がある。

イ解説：誤り。国際登録を証明するものであり拒絶証明ではない。

ウ解説：正しい。指定締約国の官庁は国際公表後、国内法に基づいて拒絶できる。

エ解説：誤り。指定国での保護内容は国内法に依存する。

総合解説：国際登録はWIPOによる一元的登録管理であり、各指定国での保護確定とは別段階である。

出題基準：2026-09-05

Q098 国際出願・国際登録 | 標準

- ハーグ国際出願に所定の重大な不備がなく、WIPO国際事務局が直接受理した場合の国際登録日の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。
- ア．全ての指定国が保護を認めた最終日が国際登録日になる。
 - イ．国際公開日が必ず国際登録日になる。
 - ウ．最初の更新日が国際登録日になる。
 - エ．原則として国際出願日と同日になる。

答え・解説

正答：エ．原則として国際出願日と同日になる。

ア解説：誤り。国際登録日は指定国の審査完了より前に定まる。

イ解説：誤り。国際登録と国際公表は別時点である。

ウ解説：誤り。更新は国際登録後の維持手続である。

エ解説：正しい。通常は国際出願日が国際登録日となり、一定の重大な不備がある場合には補正受理日に繰り下がることもある。

総合解説：ハーグでは国際出願日・国際登録日・国際公表日・各指定国での保護効果発生日を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q099

国際出願・国際登録 | 標準

ハーグ制度における国際登録と指定締約国の保護期間について正しいものはどれか。

ア．国際登録は最初の5年間有効で5年ごとに更新でき、指定締約国での保護は更新を条件に原則少なくとも国際登録日から15年で、国内法がより長ければその長い期間まで保護され得る。

イ．国際登録は最初から15年間更新不能である。

ウ．国際登録は10年で、Madridと全く同じ更新周期である。

エ．全指定締約国で保護期間は必ず15年に固定され、国内法が長くても延長できない。

答え・解説

正答：ア．国際登録は最初の5年間有効で5年ごとに更新でき、指定締約国での保護は更新を条件に原則少なくとも国際登録日から15年で、国内法がより長ければその長い期間まで保護され得る。

ア解説：正しい。ジュネーブ改正協定17条は国際登録5年、5年ごとの更新、指定締約国で最低15年の保護を定める。

イ解説：誤り。国際登録自体は5年単位で更新する。

ウ解説：誤り。ハーグは5年単位、Madridは10年単位である。

エ解説：誤り。国内法の最大保護期間が15年を超える場合、その期間まで更新可能。

総合解説：「国際登録の5年単位」と「指定締約国での最低15年」を分けて覚える。

出題基準：2026-09-05

Q100

国際出願・国際登録 | 応用

国際登録後に新たな締約国を追加する「事後指定」について、ハーグ制度とMadrid制度の違いとして正しいものはどれか。

ア．ハーグでもMadridでも事後指定が自由にできる。

イ．Madridでは事後指定が可能であるが、ハーグでは国際出願後に締約国の指定を追加する事後指定はできない。

ウ．ハーグでは事後指定できるがMadridではできない。

エ．両制度とも事後指定という概念はない。

答え・解説

正答：イ．Madridでは事後指定が可能であるが、ハーグでは国際出願後に締約国の指定を追加する事後指定はできない。

ア解説：誤り。ハーグでは出願後の締約国追加はできない。

イ解説：正しい。ハーグの指定締約国は国際出願時に決める必要があり、Madridのような事後指定制度はない。

ウ解説：誤り。関係が逆である。

エ解説：誤り。Madridには明確な事後指定制度がある。

総合解説：国際登録制度を横断比較するときの重要差異である。

出題基準：2026-09-05

Q101 国際公開・公開延期 | 基礎

2026年に行われるハーグ国際出願について、国際登録の標準的な国際公表時期として正しいものはどれか。

- ア．原則として国際登録日から6月後
- イ．原則として国際登録日から30月後
- ウ．原則として国際登録日から12月後
- エ．登録後直ちにしか公表できない

答え・解説

正答：ウ．原則として国際登録日から12月後

ア解説：誤り。6月後は旧標準公表時期であり、現行の新規出願の標準は12月。

イ解説：誤り。30月は条件付きの最大公表延期期間であり標準時期ではない。

ウ解説：正しい。2022年1月1日以降の国際出願について標準公表は国際登録日から12月後である。

エ解説：誤り。即時公表は選択肢の一つで、標準は12月後。

総合解説：2026年時点では標準公表 = 12月後。旧資料の6月と混同しない。

出題基準：2026-09-05

Q102 国際公開・公開延期 | 標準

ハーグ国際登録の公表について、出願人が標準時期より早い公表を希望する場合の選択肢として適切なものはどれか。

- ア．標準公表より早く公表する方法は一切ない。
- イ．早期公表には全指定国官庁の個別同意が必須である。
- ウ．早期公表すると国際登録自体が取り消される。
- エ．即時公表を請求することができる。

答え・解説

正答：エ．即時公表を請求することができる。

ア解説：誤り。即時公表が認められている。

イ解説：誤り。そのような一律同意要件はない。

ウ解説：誤り。即時公表は正規の公表オプションである。

エ解説：正しい。標準の12月後公表のほか、出願人は即時公表を選択できる。

総合解説：公表時期には標準公表のほか即時公表という選択肢がある。

出題基準：2026-09-05

Q103 国際公開・公開延期 | 標準

- ハーグ制度における国際公表時期について最も適切な説明はどれか。
- ア．標準公表時期以外でも、規則・指定締約国の制約の範囲内で、出願人が選択した時期の公表を求めることができる。
 - イ．公表時期はWIPOが案件ごとに秘密裏に決定し、出願人は選択できない。
 - ウ．標準12月より後の公表は条約上絶対に禁止される。
 - エ．標準12月より前の公表だけが禁止される。

答え・解説

正答：ア．標準公表時期以外でも、規則・指定締約国の制約の範囲内で、出願人が選択した時期の公表を求めることができる。

ア解説：正しい。現行制度では即時又は選択時期での公表を指定できる。

イ解説：誤り。出願人に公表時期の選択肢がある。

ウ解説：誤り。条件の下で公表延期が可能。

エ解説：誤り。即時・早期公表も可能。

総合解説：市場投入や製品発表のタイミングに応じて公表時期を調整できる点はハーグ制度の特徴である。

出題基準：2026-09-05

Q104 国際公開・公開延期 | 基礎

- 1999年ジュネーブ改正協定の下で、公表延期を許容する指定締約国のみを指定する場合に認められ得る最大の公表延期期間として正しいものはどれか。
- ア．常に国際登録日から5年
 - イ．原則として出願日から30月、優先権を主張している場合は優先日から30月
 - ウ．常に優先日から6月
 - エ．無期限

答え・解説

正答：イ．原則として出願日から30月、優先権を主張している場合は優先日から30月

ア解説：誤り。国際登録の更新周期と混同している。

イ解説：正しい。協定11条・規則により最大30月。ただし指定締約国の宣言により短縮又は禁止されることがある。

ウ解説：誤り。パリ優先期間と混同している。

エ解説：誤り。公開延期には上限がある。

総合解説：30月は最大値であり、全ての指定国で常に利用できるわけではない。

出題基準：2026-09-05

Q105 国際公開・公開延期 | 標準

- 国内法上、公表延期を認めないとの宣言をしている締約国を指定して公表延期を求めた場合の考え方として最も適切なものはどれか。
- ア．WIPOは指定国の国内法を無視して必ず30月延期する。
 - イ．公表延期の可否は指定国と一切無関係である。
 - ウ．その指定国の宣言が公表延期の利用可能性に影響するため、指定の取下げ等を含む条約上の取扱いを確認する必要がある。
 - エ．延期不可国を指定すると国際出願全体が必ず特許出願に変更される。

答え・解説

正答：ウ．その指定国の宣言が公表延期の利用可能性に影響するため、指定の取下げ等を含む条約上の取扱いを確認する必要がある。

ア解説：誤り。指定国の宣言が公表延期に影響する。

イ解説：誤り。指定締約国の宣言が重要。

ウ解説：正しい。指定締約国の宣言により延期不可又は短縮があり得る。

エ解説：誤り。そのような制度ではない。

総合解説：指定国ポートフォリオを決める際には、公表延期に関する各締約国の宣言確認が必要である。

出題基準：2026-09-05

Q106 国際公開・公開延期 | 応用

- ハーグの指定締約国が国内法上認める公表延期期間が30月より短い場合の取扱いとして正しいものはどれか。
- ア．すべての締約国は30月の延期を必ず認めなければならない。
 - イ．30月未満の宣言をした国では意匠保護自体が受けられない。
 - ウ．短縮宣言はMadrid制度だけに存在する。
 - エ．その締約国は30月未満の延期期間を宣言することができ、その国の指定がある出願では利用できる延期期間が制約され得る。

答え・解説

正答：エ．その締約国は30月未満の延期期間を宣言することができ、その国の指定がある出願では利用できる延期期間が制約され得る。

ア解説：誤り。短い期間又は延期不可の宣言制度がある。

イ解説：誤り。公表時期に関する宣言である。

ウ解説：誤り。ハーグの公表延期に関する制度である。

エ解説：正しい。協定11条1項(a)に基づき短い延期期間を宣言できる。

総合解説：最大30月は上限であり、指定国側が国内法に応じて短い期間を宣言する仕組みがある。

出題基準：2026-09-05

Q107

国際公開・公開延期 | 基礎

2026年1月10日の第一国出願について優先権を主張し、2026年5月10日にハーグ国際出願を行った。最大30月の公表延期が利用できる場合、その起算点として正しいのはどれか。

- ア．2026年1月10日の優先日
- イ．2026年5月10日の国際出願日だけ
- ウ．WIPO国際登録証の発送日
- エ．最初の指定国が保護を認めた日

答え・解説

正答：ア．2026年1月10日の優先日

ア解説：正しい。優先権を主張している場合、最大公表延期期間は優先日から30月で計算する。

イ解説：誤り。優先権主張がある場合は優先日基準。

ウ解説：誤り。最大延期の起算点ではない。

エ解説：誤り。公表延期の起算点ではない。

総合解説：出願日基準と優先日基準の切替えは期限問題で出題されやすい。

出題基準：2026-09-05

Q108

国際公開・公開延期 | 標準

ハーグ国際登録の国際公表が行われる媒体として最も適切なものはどれか。

- ア．各出願人の私的SNSだけ
- イ．WIPO国際事務局が発行するInternational Designs Bulletin
- ウ．WTO紛争解決機関の報告書
- エ．各指定国の裁判所判決集だけ

答え・解説

正答：イ．WIPO国際事務局が発行するInternational Designs Bulletin

ア解説：誤り。公式の国際公表媒体ではない。

イ解説：正しい。国際登録はWIPOの国際意匠公報で公表される。

ウ解説：誤り。ハーグ国際登録公表とは無関係。

エ解説：誤り。WIPO国際事務局による国際公表が行われる。

総合解説：国際公表は指定国官庁の審査・拒絶期間開始の基準となる重要な手続である。

出題基準：2026-09-05

Q109 国際公開・公開延期 | 標準

ハーグ制度における指定国の拒絶通報期間は、原則として何を基準に進行するか。

ア．国際出願日

イ．第一国の優先日

ウ．国際公表の日

エ．最初の5年更新日

答え・解説

正答：ウ．国際公表の日

ア解説：誤り。拒絶期間の起算点は国際公表日。

イ解説：誤り。拒絶通報期間とは別。

ウ解説：正しい。指定国の拒絶通報期間は国際公表から6月又は宣言により12月である。

エ解説：誤り。拒絶審査はもっと早い段階で行われる。

総合解説：公表延期を行えば指定国の審査・拒絶期間の開始も後ろに動き得るため、権利化時期との関係に注意する。

出題基準：2026-09-05

Q110 国際公開・公開延期 | 応用

国際登録証を受領した直後で、まだ国際公表が行われていない場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア．国際登録証の受領により全指定国の拒絶期間が既に終了している。

イ．国際公表前は国際登録自体が存在しない。

ウ．国際登録証受領後は公表延期の概念が消滅する。

エ．国際登録自体は行われているが、指定国の拒絶通報期間は通常まだ国際公表を基準に開始していないため、全指定国での保護確定とはいえない。

答え・解説

正答：エ．国際登録自体は行われているが、指定国の拒絶通報期間は通常まだ国際公表を基準に開始していないため、全指定国での保護確定とはいえない。

ア解説：誤り。拒絶期間は国際公表から起算する。

イ解説：誤り。国際登録は公表に先立って存在する。

ウ解説：誤り。国際登録後の公表時期を調整する制度がある。

エ解説：正しい。国際登録、国際公表、指定国の拒絶期間、国内保護効果は別々の段階である。

総合解説：ハーグの時系列では「出願→国際登録→国際公表→指定国拒絶期間→国内保護効果」を順に置く。

出題基準：2026-09-05

Q111

指定国の拒絶・国内効果 | 基礎

ハーグ国際登録について指定締約国の官庁が保護を拒絶する場合の基本的な拒絶通報期間として正しいものはどれか。

- ア．国際公表から6月、所定の宣言をしている締約国では12月
- イ．国際登録日から必ず30日
- ウ．優先日から必ず5年
- エ．拒絶通報に期間制限はない

答え・解説

正答：ア．国際公表から6月、所定の宣言をしている締約国では12月
ア解説：正しい。ジュネーブ改正協定及び規則は、6月を基本とし一定の審査国等について12月への延長を認める。
イ解説：誤り。起算点・期間とも異なる。
ウ解説：誤り。5年は国際登録の更新周期。
エ解説：誤り。条約上の拒絶通報期間がある。
総合解説：拒絶期間は国際公表を基準に6月/12月。Madridの12月/18月と混同しない。
出題基準：2026-09-05

Q112

指定国の拒絶・国内効果 | 標準

日本を指定したハーグ国際登録について、日本国特許庁の拒絶通報期間として正しいものはどれか。

- ア．国際公表の日から2月
- イ．国際公表の日から12月
- ウ．国際登録日から6月
- エ．優先日から30月

答え・解説

正答：イ．国際公表の日から12月
ア解説：誤り。商標登録異議の期間と混同。
イ解説：正しい。日本は拒絶通報期間を12月とする宣言を行っている。
ウ解説：誤り。日本のハーグ拒絶期間の基準と異なる。
エ解説：誤り。PCT国内移行等と混同。
総合解説：日本指定では国際公表から12月という期限を正確に押さえる。
出題基準：2026-09-05

Q113

指定国の拒絶・国内効果 | 標準

ハーグ国際登録に対して指定締約国官庁が拒絶する理由について最も適切なものはどれか。

ア．WIPOが国際登録した以上、指定国は国内法による拒絶を一切できない。

イ．他国で拒絶されたことだけを理由に必ず自国でも拒絶しなければならない。

ウ．その指定国の国内法に定める意匠保護の実体的要件に適合しないことを理由に拒絶できる。

エ．指定国は国際事務局が処理すべき方式事項だけを理由に、国内実体審査をせず必ず拒絶する。

答え・解説

正答：ウ．その指定国の国内法に定める意匠保護の実体的要件に適合しないことを理由に拒絶できる。

ア解説：誤り。指定国官庁の拒絶制度がある。

イ解説：誤り。指定国ごとに国内法で独立審査する。

ウ解説：正しい。国際登録は各指定国の実体法を統一しないため、国内法上の保護要件に基づく拒絶が可能である。

エ解説：誤り。国際事務局の方式審査と指定国の実体審査は役割が異なる。

総合解説：ハーグは方式の一元化であって意匠法の完全統一ではない。

出題基準：2026-09-05

Q114

指定国の拒絶・国内効果 | 基礎

国Aがハーグ国際登録の保護を拒絶した場合、他の指定国B・Cに対する効果として最も適切なものはどれか。

ア．A国の拒絶により国際登録全体が自動的に取り消される。

イ．最初に拒絶した国の判断が全指定国を拘束する。

ウ．B国とC国は審査を行う権限を失う。

エ．A国の拒絶だけでB国・C国の保護が当然に失われるわけではなく、各指定国で独立して判断される。

答え・解説

正答：エ．A国の拒絶だけでB国・C国の保護が当然に失われるわけではなく、各指定国で独立して判断される。

ア解説：誤り。一指定国の拒絶は他国へ当然連動しない。

イ解説：誤り。各国法に基づく審査である。

ウ解説：誤り。各指定国官庁がそれぞれ審査できる。

エ解説：正しい。指定国ごとの拒絶・保護は原則として独立する。

総合解説：Madridと同様、指定国段階の拒絶は原則としてその国に限定される。

出題基準：2026-09-05

Q115 指定国の拒絶・国内効果 | 標準

指定国官庁が所定の拒絶通報期間内に拒絶を通報しなかった場合の原則的效果として正しいものはどれか。

ア．遅くとも拒絶通報期間の満了時から、その指定国の法令に基づく意匠保護の付与と同一の効果を有する。

イ．拒絶がなければ国際登録自体が無効になる。

ウ．拒絶期間満了後も永久に権利効果は発生しない。

エ．WIPOが各国の国内法を廃止して独自の意匠権を付与する。

答え・解説

正答：ア．遅くとも拒絶通報期間の満了時から、その指定国の法令に基づく意匠保護の付与と同一の効果を有する。

ア解説：正しい。ジュネーブ改正協定14条2項は拒絶がない場合の保護効果を定める。

イ解説：誤り。拒絶なしは保護成立の方向。

ウ解説：誤り。遅くとも満了時に国内保護と同一の効果を持つ。

エ解説：誤り。効果は指定国法に基づく保護付与と同一とされる。

総合解説：国際登録による指定効果と、実体的な保護付与同一効果の時点を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q116 指定国の拒絶・国内効果 | 応用

指定国官庁が一度拒絶を通報した後、その拒絶を取り下げた場合の保護効果について最も適切なものはどれか。

ア．一度拒絶された以上、その国では永久に保護を受けられない。

イ．遅くとも拒絶の取下げ時から、その指定国の国内法に基づく保護付与と同一の効果を有する。

ウ．拒絶を取り下げると国際登録日自体が消滅する。

エ．拒絶取下げにより他の全指定国の権利期間が最初から再計算される。

答え・解説

正答：イ．遅くとも拒絶の取下げ時から、その指定国の国内法に基づく保護付与と同一の効果を有する。

ア解説：誤り。拒絶の取下げ制度がある。

イ解説：正しい。拒絶理由が解消し取下げが通報された場合、国内保護効果が確立する。

ウ解説：誤り。国際登録は維持される。

エ解説：誤り。効果は当該指定国に関するもの。

総合解説：拒絶通報は最終確定とは限らず、応答等により理由が解消すれば取下げがあり得る。

出題基準：2026-09-05

Q117 指定国の拒絶・国内効果 | 基礎

指定国官庁が拒絶通報期間の満了を待たず、当該意匠を保護できると判断した場合に取り得る手続として正しいものはどれか。

ア．必ず拒絶通報期間が満了するまで何も通知できない。

イ．保護付与声明は出願人だけがWIPOへ送る。

ウ．WIPO国際事務局へ保護の付与の声明を送付することができる。

エ．保護付与声明をすると国際登録が国内出願へ変換され消滅する。

答え・解説

正答：ウ．WIPO国際事務局へ保護の付与の声明を送付することができる。

ア解説：誤り。保護付与声明が可能。

イ解説：誤り。指定国官庁が国際事務局へ送付する。

ウ解説：正しい。指定国官庁は拒絶期間満了前でも保護付与声明を行える。

エ解説：誤り。国際登録はそのまま維持される。

総合解説：早期の保護付与声明は、拒絶期間を待たずに指定国での権利状態を明確にする仕組みである。

出題基準：2026-09-05

Q118 指定国の拒絶・国内効果 | 標準

ハーグ国際登録が指定締約国に与える初期的効果について最も適切なものはどれか。

ア．国際登録日から直ちに全指定国で最終的な登録意匠権と同一の完全排他権が必ず発生する。

イ．国際公表まで指定国には何の法的効果もない。

ウ．国際登録日は指定国で一切考慮されない。

エ．原則として国際登録日から、その指定締約国の官庁に正規に意匠出願がされた場合と同一の効果を有する。

答え・解説

正答：エ．原則として国際登録日から、その指定締約国の官庁に正規に意匠出願がされた場合と同一の効果を有する。

ア解説：誤り。出願同一効果と保護付与同一効果は区別される。

イ解説：誤り。国際登録日から出願同一効果がある。

ウ解説：誤り。指定国における重要な基準日である。

エ解説：正しい。ジュネーブ改正協定14条1項により出願と同一の効果が認められる。

総合解説：「出願されたのと同一の効果」と「保護が付与されたのと同一の効果」は別段階である。

出題基準：2026-09-05

Q119 指定国の拒絶・国内効果 | 標準

国際登録の対象意匠について、指定国Xの国内法が15年より長い保護期間を定めている場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア．国際登録を必要に応じ更新することを条件に、X国ではその国内法が定める最大保護期間まで保護を継続し得る。

イ．国際登録は全世界一律15年で必ず終了する。

ウ．国内法の保護期間は国際登録に一切関係しない。

エ．X国の保護期間が長いと、他の全指定国も自動的に同じ期間へ延長される。

答え・解説

正答：ア．国際登録を必要に応じ更新することを条件に、X国ではその国内法が定める最大保護期間まで保護を継続し得る。

ア解説：正しい。1999年改正協定17条3項は最低15年を確保し、国内法がより長い場合は同じ長さの保護を認める。

イ解説：誤り。国内法が15年超ならその期間まで保護可能。

ウ解説：誤り。指定国保護期間に反映される。

エ解説：誤り。各指定国の国内法に応じる。

総合解説：ハーグは更新を一元管理するが、最終的な最大保護期間は指定国ごとに異なり得る。

出題基準：2026-09-05

Q120 指定国の拒絶・国内効果 | 応用

ハーグ国際出願の処理順序として最も適切なものはどれか。

ア．指定国で意匠権付与→国際出願→WIPO登録→国際公表

イ．国際出願→WIPO方式審査・国際登録→国際公表→指定国官庁の審査・拒絶通報期間→拒絶なし又は拒絶取下げ等により国内保護と同一の効果

ウ．国際公表→国際出願→国際登録→指定国指定

エ．国際登録→事後指定→基礎出願→セントラルアタック

答え・解説

正答：イ．国際出願→WIPO方式審査・国際登録→国際公表→指定国官庁の審査・拒絶通報期間→拒絶なし又は拒絶取下げ等により国内保護と同一の効果

ア解説：誤り。国際出願が先。

イ解説：正しい。制度上の主要段階を正しい順序で表している。

ウ解説：誤り。指定国は出願時に指定し、国際登録後に公表。

エ解説：誤り。Madrid制度の概念を混在させている。

総合解説：ハーグはMadridと似た国際登録制度に見えるが、基礎出願・事後指定・セントラルアタックがないなど重要差異がある。

出題基準：2026-09-05

Q121

TRIPS・その他工業所有権条約 | 基礎

TRIPS協定の位置付けとして最も適切なものはどれか。

ア．WIPOだけが運営する特許出願手続条約である。

イ．意匠の国際登録だけを定める条約である。

ウ．WTO設立協定の附属書1Cを構成する、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定である。

エ．商標の商品分類だけを定める協定である。

答え・解説

正答：ウ．WTO設立協定の附属書1Cを構成する、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定である。

ア解説：誤り。TRIPSはWTO協定の一部であり、PCTのような出願手続条約ではない。

イ解説：誤り。それはハーグ制度の領域。

ウ解説：正しい。TRIPSはWTO協定体系の一部として、知的財産の最低保護基準や権利行使等を定める。

エ解説：誤り。それはニース協定。

総合解説：TRIPSは特定権利の単一出願制度ではなく、加盟国が満たすべき知的財産保護・権利行使の国際最低基準を広く定める。

出題基準：2026-09-05

Q122

TRIPS・その他工業所有権条約 | 標準

TRIPS協定2条1項がWTO加盟国に求めるものとして正しいものはどれか。

ア．パリ条約の全ての義務を廃止すること。

イ．パリ条約の優先権だけを無効化すること。

ウ．TRIPS加盟国はパリ条約の規定を一切考慮してはならない。

エ．TRIPS第2部・第3部・第4部に關し、1967年パリ条約1条から12条まで及び19条を遵守すること。

答え・解説

正答：エ．TRIPS第2部・第3部・第4部に關し、1967年パリ条約1条から12条まで及び19条を遵守すること。

ア解説：誤り。TRIPSは既存条約義務を免除しない。

イ解説：誤り。優先権等のパリ条約義務は維持される。

ウ解説：誤り。TRIPS2条が明示的に参照する。

エ解説：正しい。TRIPSはパリ条約の主要規定を取り込みつつ追加義務を設ける。

総合解説：TRIPSはパリ条約を置き換えるのではなく、その主要規定をWTO義務として取り込み、さらに上乘せ基準を定める。

出題基準：2026-09-05

Q123

TRIPS・その他工業所有権条約 | 標準

TRIPS協定が取り扱う知的財産分野として最も適切なものはどれか。

ア．著作権・関連権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路配置設計、開示されていない情報など。

イ．特許だけ

ウ．商標と意匠だけ

エ．会社法上の株主権と不動産登記だけ

答え・解説

正答：ア．著作権・関連権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路配置設計、開示されていない情報など。

ア解説：正しい。TRIPS第2部は幅広い知的財産分野の最低保護基準を定める。

イ解説：誤り。TRIPSは多数の知的財産分野を対象とする。

ウ解説：誤り。著作権、特許、地理的表示等も含む。

エ解説：誤り。TRIPSの知的財産保護分野ではない。

総合解説：TRIPSは産業財産権だけでなく著作権・関連権や営業秘密等までカバーする包括的協定である。

出題基準：2026-09-05

Q124

TRIPS・その他工業所有権条約 | 基礎

TRIPS協定18条が要求する商標登録の保護期間について正しいものはどれか。

ア．必ず10年でなければならず、それより長くも短くもできない。

イ．最初の登録及び各更新は少なくとも7年でなければならず、更新は無期限に可能でなければならない。

ウ．登録は一度だけ7年で終了し、更新は禁止される。

エ．最低保護期間は3年である。

答え・解説

正答：イ．最初の登録及び各更新は少なくとも7年でなければならず、更新は無期限に可能でなければならない。

ア解説：誤り。TRIPSは最低7年であり、各国が10年等を採用することは可能。

イ解説：正しい。TRIPS18条は7年以上の登録期間と無期限更新可能性を最低基準とする。

ウ解説：誤り。無期限に更新可能でなければならない。

エ解説：誤り。3年は不使用取消に関する別の最低期間。

総合解説：TRIPSは最低基準を定めるため、日本の10年更新制度は7年以上という最低基準を上回る。

出題基準：2026-09-05

Q125

TRIPS・その他工業所有権条約 | 標準

商標の使用を登録維持要件とする加盟国について、TRIPS協定19条が要求する不使用期間の最低基準として正しいものはどれか。

ア．1か月不使用なら直ちに取消しできる。

イ．不使用取消しはTRIPS上絶対に禁止される。

ウ．少なくとも継続して3年間の不使用がなければ、不使用を理由に登録を取り消してはならない。

エ．不使用期間は必ず10年でなければならない。

答え・解説

正答：ウ．少なくとも継続して3年間の不使用がなければ、不使用を理由に登録を取り消してはならない。

ア解説：誤り。最低3年間の継続不使用が必要。

イ解説：誤り。一定条件で認められる。

ウ解説：正しい。TRIPS19条1項は少なくとも3年の連続不使用を要求し、使用障害に基づく正当理由も認める。

エ解説：誤り。最低基準は3年。

総合解説：日本の商標法50条の継続3年以上不使用はTRIPS19条の最低基準と整合する。

出題基準：2026-09-05

Q126

TRIPS・その他工業所有権条約 | 応用

TRIPS協定26条3項が要求する意匠の保護期間として正しいものはどれか。

ア．少なくとも3年

イ．必ず5年で終了

ウ．必ず20年

エ．少なくとも10年

答え・解説

正答：エ．少なくとも10年

ア解説：誤り。最低期間より短い。

イ解説：誤り。ハーグ国際登録の最初の5年と混同。

ウ解説：誤り。TRIPS特許保護期間と混同。

エ解説：正しい。TRIPSは保護可能な意匠について利用可能な保護期間を少なくとも10年とする。

総合解説：TRIPSの最低基準と各国国内法の実際の意匠権期間は区別して覚える。

出題基準：2026-09-05

Q127

TRIPS・その他工業所有権条約 | 基礎

TRIPS協定33条が要求する特許の保護期間について正しいものはどれか。
ア．出願日から起算して20年の期間満了前に保護期間が終了しないこと。
イ．優先日から必ず10年
ウ．登録日から最低5年
エ．特許期間はTRIPSでは定められていない。

答え・解説

正答：ア．出願日から起算して20年の期間満了前に保護期間が終了しないこと。
ア解説：正しい。TRIPS33条は出願日から20年以上の保護期間を最低基準とする。
イ解説：誤り。期間・起算点が異なる。
ウ解説：誤り。TRIPS33条の最低基準ではない。
エ解説：誤り。33条が明示する。
総合解説：特許は出願日から20年、商標は登録・更新各7年以上、意匠は10年以上というTRIPSの数値を比較する。
出題基準：2026-09-05

Q128

TRIPS・その他工業所有権条約 | 標準

ニース協定が設定する国際分類として正しいものはどれか。
ア．特許文献の技術分野を分類するIPC
イ．商標・サービスマークの登録のための商品及びサービスの国際分類
ウ．工業意匠の物品を分類するロカルノ分類
エ．商標の図形要素だけを分類するウィーン分類

答え・解説

正答：イ．商標・サービスマークの登録のための商品及びサービスの国際分類
ア解説：誤り。IPCはストラスブール協定。
イ解説：正しい。ニース協定は商標登録に用いる商品・サービスの国際分類を設定する。
ウ解説：誤り。ロカルノ協定。
エ解説：誤り。ウィーン協定。
総合解説：2026年の日本ではニース国際分類第13-2026版が2026年1月1日以降の商標登録出願に適用される。
出題基準：2026-09-05

Q129

TRIPS・その他工業所有権条約 | 標準

国際分類とその根拠条約の組合せとして正しいものはどれか。

ア．ロカルノ協定—IPC、ストラスブール協定—商標の商品サービス分類

イ．ロカルノ協定—商標図形分類、ストラスブール協定—意匠分類

ウ．ロカルノ協定—工業意匠の国際分類、ストラスブール協定—国際特許分類（IPC）

エ．両協定とも著作権保護期間だけを定める。

答え・解説

正答：ウ．ロカルノ協定—工業意匠の国際分類、ストラスブール協定—国際特許分類（IPC）

ア解説：誤り。対応が逆かつ商標分類はニース協定。

イ解説：誤り。商標図形はウィーン、意匠はロカルノ。

ウ解説：正しい。それぞれ意匠分類と特許・実用新案文献の技術分類を設定する。

エ解説：誤り。分類条約である。

総合解説：分類条約は出願権利そのものを一元付与するのではなく、検索・登録実務の共通分類を整備する。

出題基準：2026-09-05

Q130

TRIPS・その他工業所有権条約 | 応用

次の説明のうち正しいものはどれか。

ア．ウィーン協定は特許の国際出願制度を、シンガポール条約は意匠の国際登録制度を定める。

イ．ウィーン協定は商品・サービス分類、シンガポール条約は世界商標権を付与する。

ウ．両条約ともTRIPS協定を廃止するための条約である。

エ．ウィーン協定は商標の図形要素の国際分類を設定し、シンガポール条約は商標登録に関する行政手続の国際的調和を図る。

答え・解説

正答：エ．ウィーン協定は商標の図形要素の国際分類を設定し、シンガポール条約は商標登録に関する行政手続の国際的調和を図る。

ア解説：誤り。PCT・ハーグ制度と混同している。

イ解説：誤り。商品サービス分類はニース、シンガポール条約は単一世界商標付与制度ではない。

ウ解説：誤り。TRIPSとは別の役割を持つ。

エ解説：正しい。両条約はともに商標分野に関係するが、前者は分類、後者は手続調和を目的とする。

総合解説：『分類の共通化』『手続の調和』『国際登録』は似て見えるが法的役割が異なる。

出題基準：2026-09-05

Q131

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 基礎

TRIPS協定3条の内国民待遇について最も適切なものはどれか。

ア．知的所有権の保護に関し、他の加盟国の国民に自国民より不利でない待遇を与える。

イ．外国人には自国民より必ず不利な待遇を与える。

ウ．内国民待遇は関税だけに適用され知的財産には適用されない。

エ．内国民待遇は商標にしか適用されない。

答え・解説

正答：ア．知的所有権の保護に関し、他の加盟国の国民に自国民より不利でない待遇を与える。

ア解説：正しい。TRIPS3条は既存条約上の一定の例外を除き内国民待遇を定める。

イ解説：誤り。条文の趣旨と逆である。

ウ解説：誤り。知的財産保護に関する基本原則である。

エ解説：誤り。TRIPS上の知的財産保護に広く関係する。

総合解説：パリ条約の内国民待遇とTRIPS3条は関連するが、TRIPSでは「保護」に取得・維持・行使等も含まれる。

出題基準：2026-09-05

Q132

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 標準

TRIPS協定4条の最恵国待遇の原則として正しいものはどれか。

ア．利益を与えた相手国と同じ言語を使用する国にだけ拡張する。

イ．知的所有権の保護に関して、ある国の国民に与えた利益・特典・特権・免除を、原則として他の全ての加盟国の国民にも即時かつ無条件に与える。

ウ．最恵国待遇は物品貿易にだけ存在し、TRIPSにはない。

エ．最恵国待遇は自国民と外国人を比較する原則である。

答え・解説

正答：イ．知的所有権の保護に関して、ある国の国民に与えた利益・特典・特権・免除を、原則として他の全ての加盟国の国民にも即時かつ無条件に与える。

ア解説：誤り。原則として全加盟国民へ即時かつ無条件に与える。

イ解説：正しい。TRIPS4条は知的財産分野に最恵国待遇を導入する。

ウ解説：誤り。TRIPS4条に明文がある。

エ解説：誤り。それは内国民待遇であり、最恵国待遇は外国人相互の待遇比較である。

総合解説：内国民待遇 = 自国民対外国人、最恵国待遇 = 外国人相互という比較軸を区別する。

出題基準：2026-09-05

Q133

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 標準

TRIPS協定5条により、3条・4条の内国民待遇・最恵国待遇義務が適用されないものとして最も適切なものはどれか。

ア．全ての国内裁判手続

イ．知的財産とは無関係な租税制度全般

ウ．知的所有権の取得又は維持に関してWIPOの主催の下で締結された多数国間協定に規定する手続

エ．TRIPSの全ての実体的保護基準

答え・解説

正答：ウ．知的所有権の取得又は維持に関してWIPOの主催の下で締結された多数国間協定に規定する手続

ア解説：誤り。5条の対象ではない。

イ解説：誤り。条文の対象と異なる。

ウ解説：正しい。TRIPS5条はWIPO多数国間登録・維持手続について3条・4条を適用しない。

エ解説：誤り。5条は特定の取得・維持手続に関する例外である。

総合解説：国際登録手続の運用上必要な差異を最恵国待遇・内国民待遇違反としないための調整規定である。

出題基準：2026-09-05

Q134

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 基礎

TRIPS協定6条の知的所有権の消尽に関する基本的立場として最も適切なものはどれか。

ア．TRIPSは全加盟国に国際消尽だけを義務付ける。

イ．TRIPSは全加盟国に国内消尽だけを義務付ける。

ウ．消尽はTRIPS3条・4条を含め一切関係しない。

エ．3条・4条を除き、TRIPSの紛争解決で消尽問題を取り扱うために協定の規定を用いなくとする。

答え・解説

正答：エ．3条・4条を除き、TRIPSの紛争解決で消尽問題を取り扱うために協定の規定を用いなくとする。

ア解説：誤り。消尽制度を一律統一する規定ではない。

イ解説：誤り。同様に一律義務ではない。

ウ解説：誤り。6条は3条・4条を除外している。

エ解説：正しい。TRIPSは国際消尽・国内消尽等の選択を全面的に統一していない。

総合解説：並行輸入問題ではTRIPSが消尽方式を完全統一していない点が重要である。

出題基準：2026-09-05

Q135

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 標準

TRIPS協定41条が権利行使手続について要求するものとして最も適切なものはどれか。

ア．侵害に対する効果的な措置と抑止的救済を利用可能にしつつ、正当な貿易の障害を生じさせず、濫用防止の保障を設ける。

イ．権利者が主張すれば被告の審理機会なしに必ず敗訴させる。

ウ．知的財産侵害には救済手段を設けないことを要求する。

エ．権利行使のためなら正当な貿易を無制限に妨げてもよい。

答え・解説

正答：ア．侵害に対する効果的な措置と抑止的救済を利用可能にしつつ、正当な貿易の障害を生じさせず、濫用防止の保障を設ける。

ア解説：正しい。41条は権利者保護と正当な貿易・手続的公正の均衡を求める。

イ解説：誤り。手続は公正・衡平である必要がある。

ウ解説：誤り。逆に効果的救済を要求する。

エ解説：誤り。正当な貿易の障害や手続濫用を避ける必要がある。

総合解説：TRIPS権利行使規定は「強い権利行使」だけでなく「公正手続・濫用防止」も要求する。

出題基準：2026-09-05

Q136

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 応用

TRIPS協定44条について正しいものはどれか。

ア．司法当局は侵害を認定しても差止命令を出す権限を持ってはならない。

イ．司法当局は、知的所有権侵害を停止させ、侵害輸入物品の流通経路への流入を防止する差止命令を出す権限を有する。

ウ．44条は商標の更新期間だけを定める。

エ．差止は著作権だけに限られる。

答え・解説

正答：イ．司法当局は、知的所有権侵害を停止させ、侵害輸入物品の流通経路への流入を防止する差止命令を出す権限を有する。

ア解説：誤り。条文の要求と逆である。

イ解説：正しい。44条は差止命令に関する司法当局の権限を定める。

ウ解説：誤り。権利行使の差止規定である。

エ解説：誤り。知的所有権侵害一般の民事救済に関係する。

総合解説：差止は将来の侵害停止に向けた中心的救済で、損害賠償とは目的が異なる。

出題基準：2026-09-05

Q137

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 基礎

TRIPS協定45条1項が要求する損害賠償について最も適切なものはどれか。

ア．侵害者が善意でも悪意でも常に刑事罰だけを科し、民事賠償を禁止する。

イ．権利者の損害額を超える無制限な賠償だけを義務付ける。

ウ．侵害を知っていたか、知ることができる合理的理由を有していた侵害者に対し、権利者の損害を補償する適当な賠償を命じる権限を司法当局に与える。

エ．損害賠償制度を置くかは加盟国の完全な自由である。

答え・解説

正答：ウ．侵害を知っていたか、知ることができる合理的理由を有していた侵害者に対し、権利者の損害を補償する適当な賠償を命じる権限を司法当局に与える。

ア解説：誤り。45条は民事損害賠償を扱う。

イ解説：誤り。適当な賠償を求める規定である。

ウ解説：正しい。45条は認識可能性を持つ侵害者への適当な損害賠償を要求する。

エ解説：誤り。司法当局に所定の権限を与える義務がある。

総合解説：TRIPSは権利行使の最低基準として差止・損害賠償等の利用可能性を要求する。

出題基準：2026-09-05

Q138

権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 標準

TRIPS協定50条の暫定措置の目的として最も適切なものはどれか。

ア．特許の存続期間を自動的に延長すること。

イ．商標の国際分類を変更すること。

ウ．全ての侵害訴訟を永久に停止すること。

エ．侵害の発生を防止し、特に侵害物品の流通を防ぐことや、侵害に関する証拠を保全すること。

答え・解説

正答：エ．侵害の発生を防止し、特に侵害物品の流通を防ぐことや、侵害に関する証拠を保全すること。

ア解説：誤り。権利期間ではなく権利行使上の暫定救済である。

イ解説：誤り。分類とは無関係である。

ウ解説：誤り。侵害防止・証拠保全のための一時的措置である。

エ解説：正しい。50条は迅速かつ効果的な暫定措置を要求する。

総合解説：証拠廃棄のおそれや回復困難な損害の危険がある場面で暫定措置の重要性が高い。

出題基準：2026-09-05

Q139 権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 標準

TRIPS協定51条が少なくとも採用を要求する国境措置の中心として正しいものはどれか。

ア．不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入が疑われる場合、権利者が税関による自由流通への解放停止を申し立てられる手続。

イ．全ての知的財産侵害物品について輸出入を無条件に自動没収すること。

ウ．並行輸入品を必ず侵害品として停止すること。

エ．旅行者の非商業的少量物品も例外なく必ず差し止めること。

答え・解説

正答：ア．不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入が疑われる場合、権利者が税関による自由流通への解放停止を申し立てられる手続。

ア解説：正しい。51条は模倣商標品・海賊版の輸入について税関差止め申立制度を要求する。

イ解説：誤り。必須範囲は模倣商標品・海賊版輸入を中心とし、要件・手続がある。

ウ解説：誤り。TRIPSは並行輸入を一律侵害としない。

エ解説：誤り。60条は非商業的少量物品を除外可能とする。

総合解説：国境措置の必須コアは模倣商標品・海賊版の輸入である。

出題基準：2026-09-05

Q140 権利行使・最恵国待遇・国際原則 | 応用

TRIPS協定61条が少なくとも刑事手続・刑罰を要求する場面として正しいものはどれか。

ア．全ての知的財産侵害について過失がなくても必ず懲役刑を科す。

イ．故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製

ウ．特許の不使用だけで必ず刑事罰を科す。

エ．商標の類似出願をただだけで必ず刑事罰を科す。

答え・解説

正答：イ．故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製

ア解説：誤り。必須範囲は限定される。

イ解説：正しい。61条は少なくとも故意・商業的規模の商標偽造と著作権海賊行為に刑事手続・刑罰を要求する。

ウ解説：誤り。61条の最低必須場面ではない。

エ解説：誤り。故意による商業的規模の不正使用が中心である。

総合解説：TRIPSの刑事手続は民事救済より対象を絞り、悪質な模倣・海賊行為を最低限の必須対象とする。

出題基準：2026-09-05

Q141

条約間・国内法との関係・期限横断 | 基礎

日本で最初に特許出願をした後、その出願を基礎としてPCT国際出願でパリ優先権を主張したい。期限関係の基本として最も適切なものはどれか。

ア．日本の最初の特許出願から6月以内でなければならない。

イ．PCT国際出願ではパリ優先権を利用できない。

ウ．日本の最初の特許出願から12月以内にPCT国際出願を行うのが、パリ優先権を維持する基本的な考え方である。

エ．PCT国際出願をすれば、第一国出願から何年経過しても自動的に優先権が復活する。

答え・解説

正答：ウ．日本の最初の特許出願から12月以内にPCT国際出願を行うのが、パリ優先権を維持する基本的な考え方である。

ア解説：誤り。6月は意匠・商標のパリ優先期間であり、特許は12月。

イ解説：誤り。PCT国際出願でも先の特許出願に基づく優先権を主張できる。

ウ解説：正しい。特許についてのパリ優先期間は12月であり、PCT国際出願でも第一国特許出願を基礎とする優先権主張ではこの期間管理が基本となる。

エ解説：誤り。原則としてパリ優先期間内の手続が必要であり、無制限に復活する制度ではない。

総合解説：PCTはパリ条約の優先権制度と連携して利用される。特許の優先期間12月を基準に国際出願時期を管理する点を、意匠・商標の6月と区別する。

出題基準：2026-09-05

Q142

条約間・国内法との関係・期限横断 | 標準

PCT国際出願の主要期限の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．国際公開30月、国内移行18月

イ．国際公開12月、国内移行5年

ウ．国際公開6月、国内移行10年

エ．国際公開は原則優先日から18月、指定官庁への国内移行は原則優先日から30月

答え・解説

正答：エ．国際公開は原則優先日から18月、指定官庁への国内移行は原則優先日から30月

ア解説：誤り。逆である。

イ解説：誤り。別条約の期限を混同している。

ウ解説：誤り。PCTの基本期限と異なる。

エ解説：正しい。PCT21条と22条の基本スケジュールである。

総合解説：PCT時間軸は12月国際出願期限、18月国際公開、30月国内移行を連続して整理するとよい。

出題基準：2026-09-05

Q143

条約間・国内法との関係・期限横断 | 標準

Madrid制度とHague制度の指定国拒絶通報期間の比較として正しいものはどれか。

ア．Madridは原則12月で宣言により18月となる場合があり、Hagueは国際公表から6月で宣言により12月となる場合がある。

イ．両制度とも一律30月

ウ．Madridは6/12月、Hagueは12/18月

エ．両制度とも拒絶通報期間は存在しない

答え・解説

正答：ア．Madridは原則12月で宣言により18月となる場合があり、Hagueは国際公表から6月で宣言により12月となる場合がある。

ア解説：正しい。両制度は数字が異なるため混同に注意する。

イ解説：誤り。30月はHague公表延期やPCT国内移行で現れる数値。

ウ解説：誤り。関係が逆である。

エ解説：誤り。いずれも指定国拒絶制度がある。

総合解説：商標国際登録と意匠国際登録は仕組みが似るが、拒絶期間の数値が異なる。

出題基準：2026-09-05

Q144

条約間・国内法との関係・期限横断 | 基礎

国際登録制度の基礎出願・基礎登録との関係として正しいものはどれか。

ア．両制度とも必ず国内基礎登録が必要である。

イ．Madrid国際出願には本国の基礎出願又は基礎登録が必要だが、Hague国際出願には先の国内意匠出願・登録は不要である。

ウ．両制度とも国内基礎出願を持つことが禁止される。

エ．Hagueだけが基礎登録を5年間必要とし、Madridは不要である。

答え・解説

正答：イ．Madrid国際出願には本国の基礎出願又は基礎登録が必要だが、Hague国際出願には先の国内意匠出願・登録は不要である。

ア解説：誤り。Hagueは不要。

イ解説：正しい。両制度の重要な構造差異である。

ウ解説：誤り。Madridは基礎が必要。

エ解説：誤り。逆である。

総合解説：基礎商標への従属性があるMadridと、国内基礎不要のHagueを明確に分ける。

出題基準：2026-09-05

Q145

条約間・国内法との関係・期限横断 | 標準

保護国を国際登録後に追加する事後指定について正しいものはどれか。

ア．両制度とも事後指定できる。

イ．Hagueだけ事後指定できる。

ウ．Madridでは事後指定が可能だが、Hagueでは国際出願後に新たな締約国を追加する事後指定はできない。

エ．両制度とも一度の指定国追加しか認めない。

答え・解説

正答：ウ．Madridでは事後指定が可能だが、Hagueでは国際出願後に新たな締約国を追加する事後指定はできない。

ア解説：誤り。Hagueではできない。

イ解説：誤り。Madridの方が事後指定を認める。

ウ解説：正しい。両国際登録制度で出願戦略上重要な差異である。

エ解説：誤り。制度構造の説明が誤り。

総合解説：将来進出国が未確定なら、この制度差異は出願戦略に直接影響する。

出題基準：2026-09-05

Q146

条約間・国内法との関係・期限横断 | 応用

国際登録の更新周期として正しい組合せはどれか。

ア．Madrid5年、Hague10年

イ．両方20年固定で更新不可

ウ．両方1年ごと

エ．Madrid国際登録は10年単位、Hague国際登録は5年単位

答え・解説

正答：エ．Madrid国際登録は10年単位、Hague国際登録は5年単位

ア解説：誤り。逆である。

イ解説：誤り。いずれも更新制度がある。

ウ解説：誤り。制度上の周期と異なる。

エ解説：正しい。Madridは10年更新、Hagueは最初の5年と5年ごとの更新である。

総合解説：さらにHagueでは指定国で最低15年の保護があり、国内法が長ければそれ以上となり得る。

出題基準：2026-09-05

Q147

条約間・国内法との関係・期限横断 | 基礎

2026年のHague国際出願の公表時期に関する説明として正しいものはどれか。
ア．標準公表は国際登録日から12月後だが、指定国の制度が許せば優先日又は出願日から最長30月までの延期を利用できる場合がある。
イ．標準公表が30月であり、12月は拒絶期限だけである。
ウ．標準公表は6月で、30月延期は2026年には廃止された。
エ．公表時期は出願人が無期限に決められる。

答え・解説

正答：ア．標準公表は国際登録日から12月後だが、指定国の制度が許せば優先日又は出願日から最長30月までの延期を利用できる場合がある。
ア解説：正しい。標準時期と最大延期上限は異なる。
イ解説：誤り。標準公表は12月。
ウ解説：誤り。2026年の標準公表は12月で、延期制度もある。
エ解説：誤り。最大延期には上限と指定国制約がある。
総合解説：標準12月、最大30月、指定国拒絶6/12月の三つの数字を切り分ける。
出題基準：2026-09-05

Q148

条約間・国内法との関係・期限横断 | 標準

TRIPS協定と加盟国の国内法との関係について最も適切なものはどれか。
ア．TRIPSが定める期間・保護範囲を1日でも上回る国内法は違反となる。
イ．TRIPSは原則として最低保護基準を定めるため、加盟国はTRIPSに反しない範囲でより広い保護を国内法に設けることができる。
ウ．TRIPSは加盟国の国内知的財産法を全文直接置き換える統一法典である。
エ．TRIPSは権利行使手続を全く扱わない。

答え・解説

正答：イ．TRIPSは原則として最低保護基準を定めるため、加盟国はTRIPSに反しない範囲でより広い保護を国内法に設けることができる。
ア解説：誤り。上乗せ保護を禁止しない。
イ解説：正しい。TRIPSの基本構造は国際最低基準である。
ウ解説：誤り。国内法を通じて基準を満たす構造である。
エ解説：誤り。第3部に詳細な権利行使規定がある。
総合解説：国際条約の最低基準と国内法の具体的制度設計を区別する。
出題基準：2026-09-05

Q149条約間・国内法との関係・期限横断 | 標準

特許分野におけるTRIPS、パリ条約、PCTの役割の説明として最も適切なものはどれか。

ア．三条約はいずれもWIPOが単一の世界特許を付与する制度である。

イ．TRIPSは出願フォームだけ、PCT是最恵国待遇だけ、パリ条約は税関措置だけを定める。

ウ．TRIPSは最低保護基準等、パリ条約は内国民待遇・優先権等、PCTは多数国への特許出願手続を国際的に効率化する仕組みを中心に担う。

エ．PCTは国内法を廃止し、TRIPSは優先権を廃止する。

答え・解説

正答：ウ．TRIPSは最低保護基準等、パリ条約は内国民待遇・優先権等、PCTは多数国への特許出願手続を国際的に効率化する仕組みを中心に担う。

ア解説：誤り。いずれも単一世界特許の付与制度ではない。

イ解説：誤り。役割が入れ替わっている。

ウ解説：正しい。三制度は相互に関連するが、目的・機能は異なる。

エ解説：誤り。各国法・パリ優先権は維持される。

総合解説：条約横断問題では「実体的最低基準」「基本原則」「国際出願手続」を区別すると整理しやすい。

出題基準：2026-09-05

Q150条約間・国内法との関係・期限横断 | 応用

次の数値と制度の対応として最も適切なものはどれか。

ア．パリ特許優先権18月、PCT国際公開30月、PCT国内移行12月、Madrid更新5年、Hague更新10年

イ．パリ特許優先権6月、PCT国際公開5年、PCT国内移行18月、Madrid更新30月、Hague更新12月

ウ．全制度の期限・更新周期は10年に統一されている。

エ．パリ特許優先権12月、PCT国際公開18月、PCT国内移行30月、Madrid国際登録更新10年、Hague国際登録更新5年

答え・解説

正答：エ．パリ特許優先権12月、PCT国際公開18月、PCT国内移行30月、Madrid国際登録更新10年、Hague国際登録更新5年

ア解説：誤り。複数の数値が入れ替わっている。

イ解説：誤り。制度上の数値と一致しない。

ウ解説：誤り。各条約で異なる。

エ解説：正しい。主要制度の代表的な期限・周期を正しく対応させている。

総合解説：数値だけを暗記せず、何の起算点・何の手続かまでセットで覚えることが重要。

出題基準：2026-09-05